

南越前町地域福祉推進計画

みんなで作る 地域のしあわせ 物語り

～思いやりの心で育む 地域福祉のまち 南越前町～



平成23年3月

南越前町
社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

ごあいさつ



社会を取り巻く情勢が大きく変化し、今日の地域社会においては、生活上のさまざまな問題が表面化してきています。急速な少子高齢社会や核家族化の進展、人々の価値観の多様化、ライフスタイルの変化などが背景にあるものと考えられます。

特に一人暮らし高齢者や子育て家庭において不安感や孤立感が高まっている状況にある中、これまで以上に地域での助け合いや支え合いの重要性が高まってきています。

今後、さらに多様化し増大する福祉サービスに、行政のみでは対応が難しくなっています。行政や社会福祉協議会、民間事業者によるサービス提供に加えて、地域での助け合い、支え合いが重要な位置を占めるようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、住民と行政、社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関との協働により、すべての住民の皆様が尊厳を持って家庭や地域の中で安心して暮らせるようなまちづくりを目指し、「南越前町地域福祉推進計画」を策定いたしました。

本計画では、“みんなでつくる 地域のしあわせ 物語り”を基本理念に掲げ、住民一人ひとりが主役となってしあわせをつくっていくことができる南越前町を目指して参りたいと考えています。

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりの積極的な参加が欠かせません。本計画の推進にあたっては、住民の皆様のお声をお聴きしながら、共に手をたずさえ、全力で取り組んでまいります。

計画の策定にあたり“南越前町地域福祉推進計画策定委員会”で熱心にご協議された皆様をはじめ、“地域福祉住民懇話会”でご意見をいただいた皆様や、関係された皆様に深く感謝申し上げます。

新しい時代の南越前町を共に築いていくため、住民皆様方のより一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成23年3月

南越前町長 川野 順 万

ごあいさつ



近年では、地域の生活問題を把握・共有し、解決していく機能が弱まり、無縁社会とまで呼ばれるほど、「つながり」や「絆」が希薄化した社会となってきています。

「自助・共助・公助」という言葉がありますが、公的な制度では対応できない問題はたちごっこのように起こります。一方、家族機能の脆弱化などにより「自助」の基盤が弱まったときに、「共助」でいかに対応できるかが大きな課題と言えます。併せて、情報の共有や活動拠点の整備、活動資金の問題のほか、人材の確保など「公助」の役割も欠かすことができません。

このたび町と町社協が協働で策定しました「南越前町地域福祉推進計画」では、町民の皆様と行政、関係機関・団体が一体となって『思いやりの心で育む地域福祉のまち南越前町』の目指す方向性や具体的な施策、住民活動そのものを盛り込み、まさに私たち一人ひとりが主人公となって、ふだんのくらしのしあわせづくりを実現するための計画として位置づけています。

町社協では、本計画の策定を契機に、町民の皆様の声がかたちになるよう努力していく所存でございます。「地域における支え合い」を主眼とした本計画を町民の皆様と一緒に進めていくために、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会
会長 齋藤 市左衛門

目次

I	地域福祉とは？	1
1.	「地域福祉」とは何か	1
2.	地域福祉の必要性	2
II	地域福祉推進計画の基本的な考え方	3
1.	計画の目的	3
2.	計画の期間	3
3.	計画の位置づけ	4
4.	策定の体制	5
III	南越前町の地域を取り巻く状況	6
1.	南越前町の地域特性	6
2.	南越前町の人口	7
3.	南越前町の世帯	12
4.	その他地域の状況等	13
5.	福祉活動の状況	13
6.	地域福祉に関する住民意識（地域福祉アンケートより）	15
IV	計画の理念と目標	20
1.	基本理念	20
2.	基本目標	21
3.	計画の体系	23
V	主な取り組み方策	24
1.	みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり	24
2.	みんなが思いやりの心を持って助け合い・支え合えるまちづくり	30
3.	みんなが安心して暮らすことのできるしくみづくり	36
VI	地区別アクションプラン	44
1.	南越前町 地域福祉住民懇話会概要	44
2.	地区別アクションプラン	45

VII	計画を推進するために.....	57
VIII	資料編.....	59
	1. 策定経過	59
	2. 策定委員会設置要綱・委員名簿	60
	3. 住民懇話会設置要綱・委員名簿	62
	4. 用語説明	65

I 地域福祉とは？

1. 「地域福祉」とは何か

皆さんは、「福祉」という言葉で何を思いつきますか？

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった対象者ごとにわかれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？

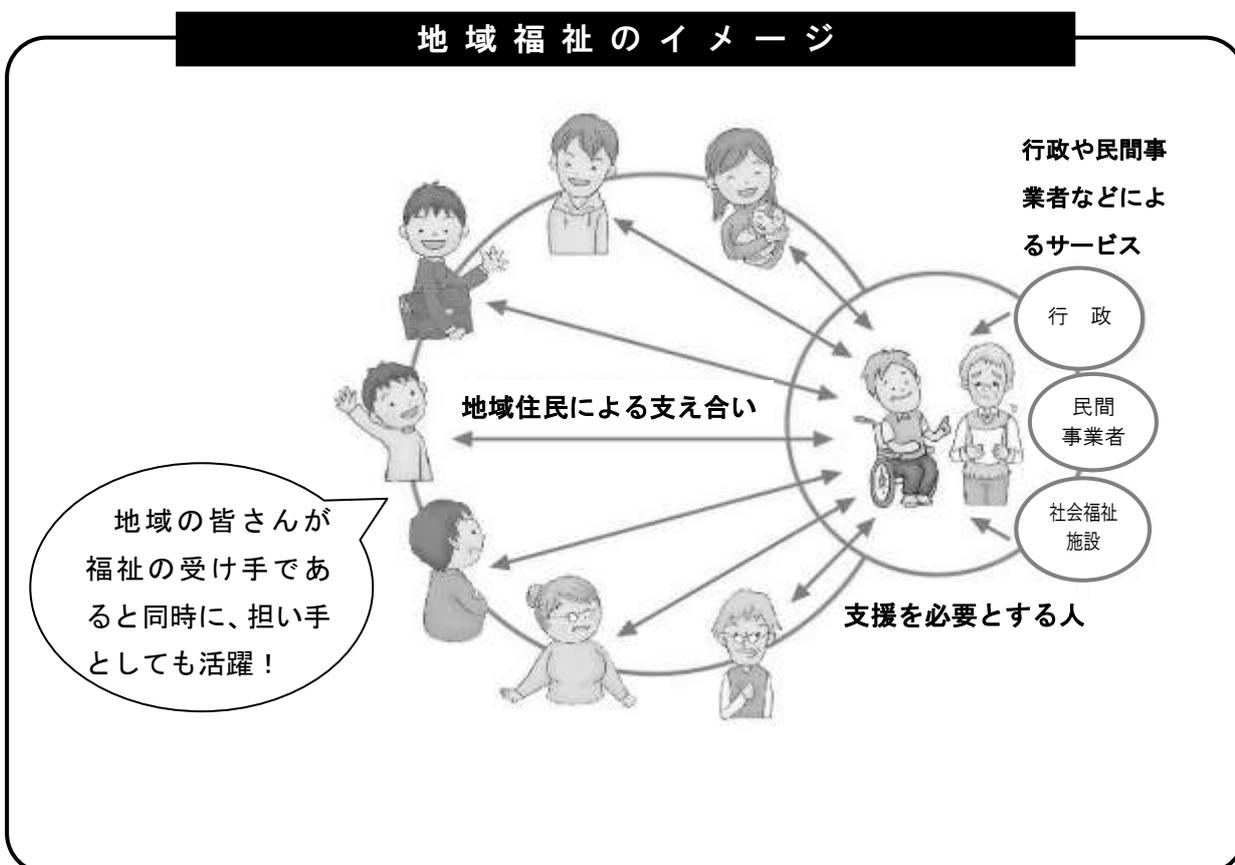
しかし、本来の「福祉」という言葉の意味は、「幸福な生活」です。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしのおとしより、子育てに悩む親、障害のある人など、何らかの支援を必要としている人やその家族など、だれもが「みんなの幸せ」を願っています。

そして、私たちが住んでいる地域が「幸せな地域」になるためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

このように、地域の人たちをはじめ、ボランティアなどが「幸せづくりの担い手」として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れるように活動することが、「地域福祉」です。

地域福祉のイメージ

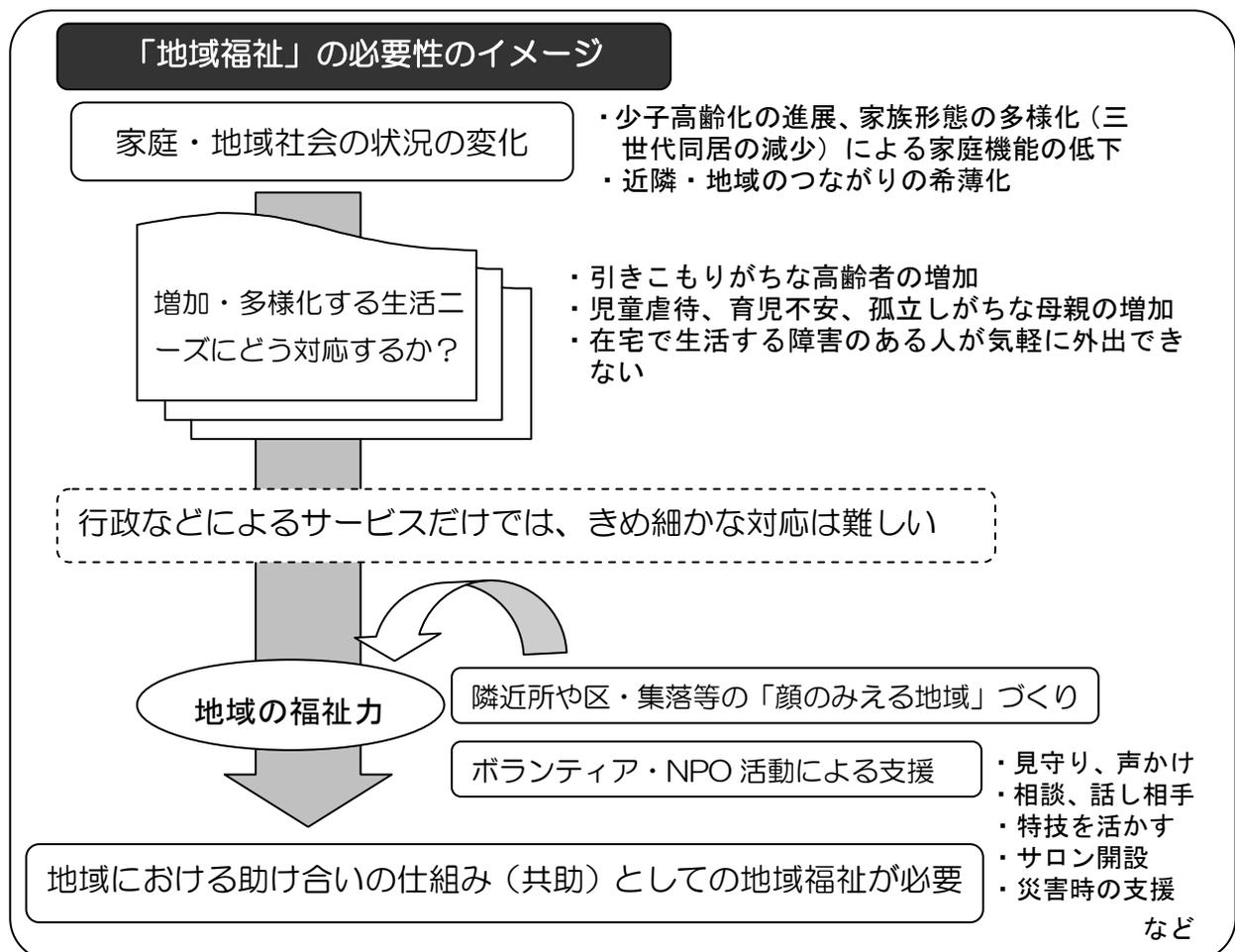


2. 地域福祉の必要性

地域福祉とは、私たちが住んでいる「地域」において、「助け合い」、「支え合い」、「ふれあい」などによって、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちをサポートしていくことです。

近年、少子高齢化や核家族化の進行などともない、家族機能の低下や近隣・地域とのつながりの希薄化が進んでいます。こうした背景のもと、家に引きこもりがちな高齢者の増加や育児不安などにより孤立しがちな母親の増加など、地域課題が深刻化するとともに、生活ニーズが多様化しています。

これらの住民のニーズに対して、行政のサービスだけではきめ細かな対応をすることは難しくなっているため、隣近所や区・集落等、地域での支え合いが必要となっています。住民すべてが住み慣れた地域で心豊かに安心して、より良く生きられる地域づくりのために、見守りや声かけ、サロンでの交流などを通し、地域において助け合える仕組み（共助）としての「地域福祉」が必要とされています。



Ⅱ 地域福祉推進計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づいて策定する計画であり、子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、だれもが地域で安心して暮らせるように、福祉サービス事業者や行政、そして地域に生活する住民が、自立しながらもお互いに協力し助け合い、力を合わせられる関係づくりを目指すものです。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標とする5か年計画とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合を図るため、5年間の期間中であっても、随時見直しを行います。

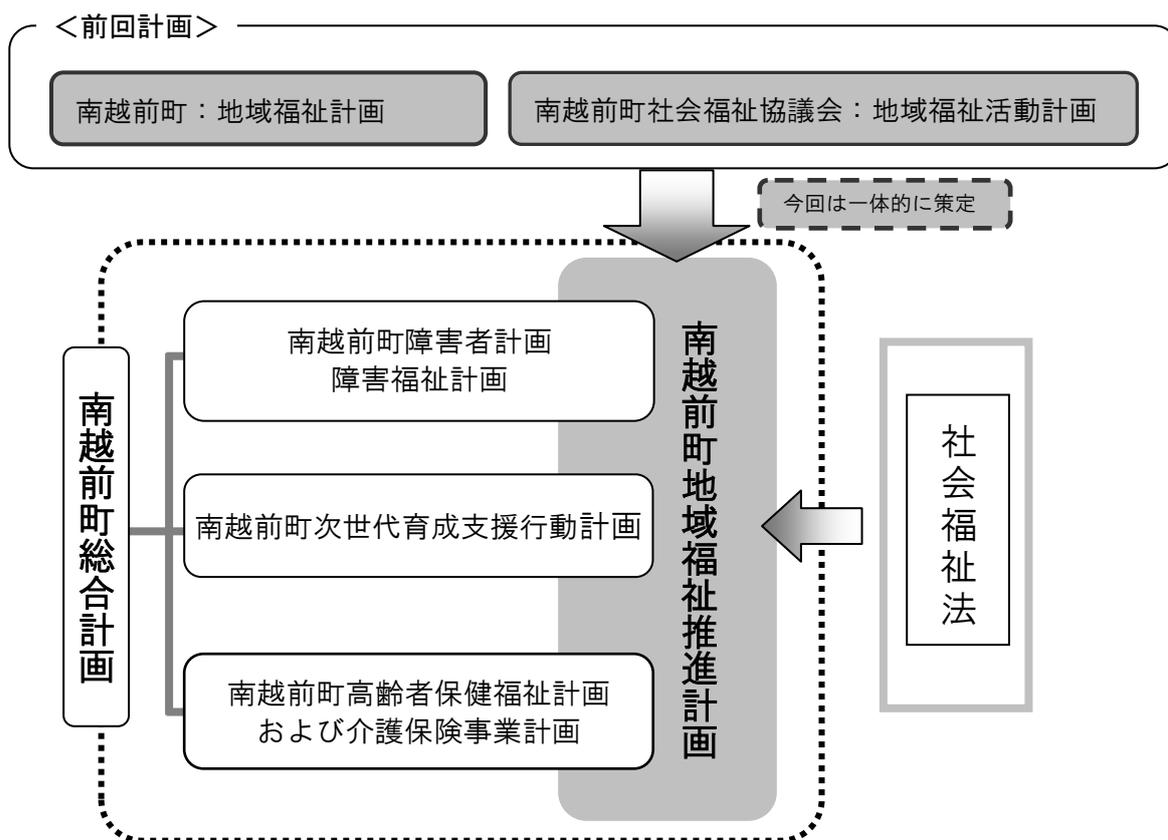
平成	23	24	25	26	27	年度
	南越前町地域福祉推進計画の計画期間					

3. 計画の位置づけ

(1) 他計画との整合

本計画は、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画（南越前町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画、南越前町次世代育成支援行動計画、南越前町障害者計画・障害福祉計画）の中心となるものであり、その取り組みの基本的な方向を示すものです。

各個別計画、南越前町総合計画、社会福祉法との整合を図りつつ、福祉の理念計画として位置づけます。



(2) 本計画の位置づけ

地域福祉を進めるための理念やしきみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、住民の活動、行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

南越前町においては、理念・しきみづくりの位置づけを持つ行政の「地域福祉計画」と、それらを実現するための具体性を含んだ社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的にとらえ、地域福祉の一層の充実を図るため「地域福祉推進計画」として策定しました。

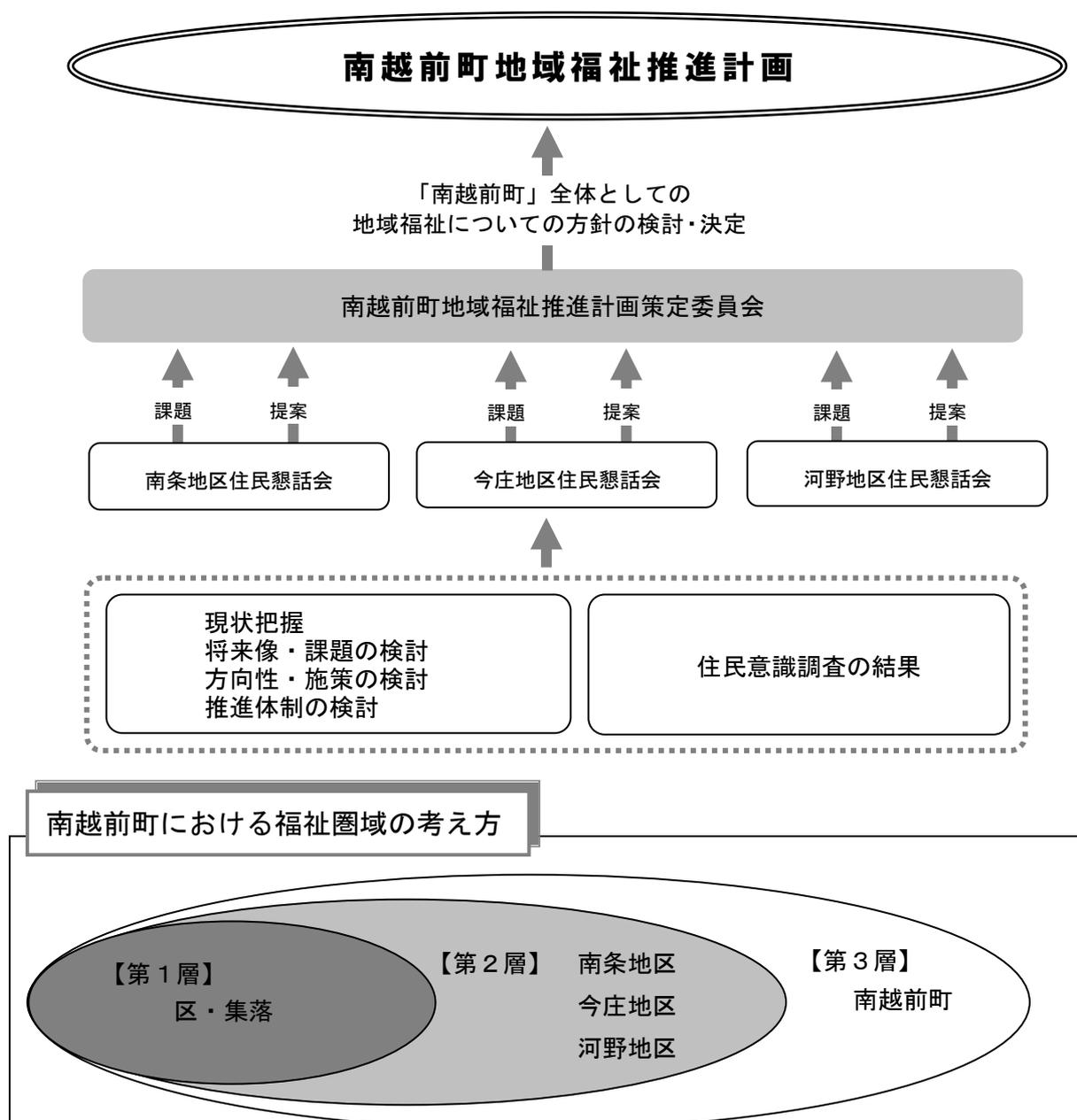
この計画の推進に関しては、住民、関係団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割分担のもとに、連携と協働により実際の活動や行動を行うこととなるため、両計画を一体的に策定することにより、活動する立場から見ても計画の内容がわかりやすいものとなります。

4. 策定の体制

本計画の策定にあたっては、南越前町全体としての地域福祉についての方針の検討・決定を行う場として地域福祉推進計画策定委員会を設置しました。

はじめに、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、住民意識調査を行いました。

また、地域福祉を推進する基本単位は町全域になりますが、南越前町においては住民が主体的に地域福祉活動を進める、より身近な圏域として南条地区、今庄地区、河野地区の3地区を設定し、地域のそれぞれの特徴を踏まえた課題を把握するための住民参加による地域福祉住民懇話会を実施しました。住民懇話会では、ワークショップ手法を用いた話し合いを進めるとともに、住民懇話会からの意見を地域福祉推進計画策定委員会で確認し、調整を行うなど、相互の連携のもとに協議しました。



Ⅲ 南越前町の地域を取り巻く状況

1. 南越前町の地域特性

(1) 地理

本町は、東経136度12分、北緯35度50分と、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は、越前市、越前町と池田町、東および南は岐阜県・滋賀県、西は敦賀市と日本海に接する山・海・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町です。

町土面積は福井県全体の8.2%にあたる343.84 k㎡を有します。

地形は極めて急峻であり、総面積の約92%が山林で占められ、海岸部は、標高差200～300m平均斜度35度の甲楽城断層と呼ばれる断層海岸ですが、冬は、「越前加賀海岸国定公園」にも指定されている海岸線一帯に、越前水仙の可憐で清楚な花が咲き誇ります。

また、田倉川や鹿蒜川などが合流した日野川が町の中央を南北に流れ、河川沿いに田園風景が広がります。

気候は、平野部と山間部、海岸部で大きく異なります。平野部は、内陸型で平均気温が14℃前後ですが、山間部は寒暖の差が激しく、県下有数の多雪地帯で、昭和51年には特別豪雪地帯に指定されています。

(2) 歴史とあゆみ

平安時代に敦賀から木ノ芽峠を越える「北陸道」が開かれ、近世には柘ノ木峠越えの「北国街道」が整備されるなど、都と北陸を結ぶ陸路の玄関口でした。また、南北朝時代には杣山に「瓜生 保」が居城するなど戦略上の要衝であったとともに、今庄や鯖波、脇本には本陣が置かれるなど宿場町としても賑わいました。

また、海路は、中世に敦賀湊と河野浦などが結ばれ、江戸時代中期から明治時代中期にかけて、蝦夷地（北海道）をはじめとした日本海諸港と瀬戸内・大阪を西廻り航路で往来した「北前船」によって、海運業が栄えました。

「南越前町」は、平成17年に「南条町」「今庄町」「河野村」が合併して誕生しました。

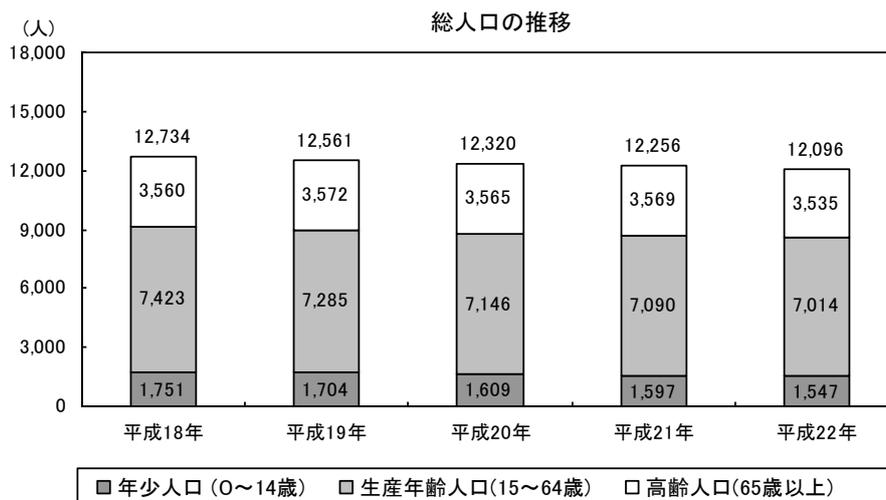
本町には「山・海・里」に例える山（今庄地区）の暮らし、海（河野地区）の暮らし、里（南条地区）の暮らしが存在しています。

2. 南越前町の人口

(1) 年齢3区分人口の推移

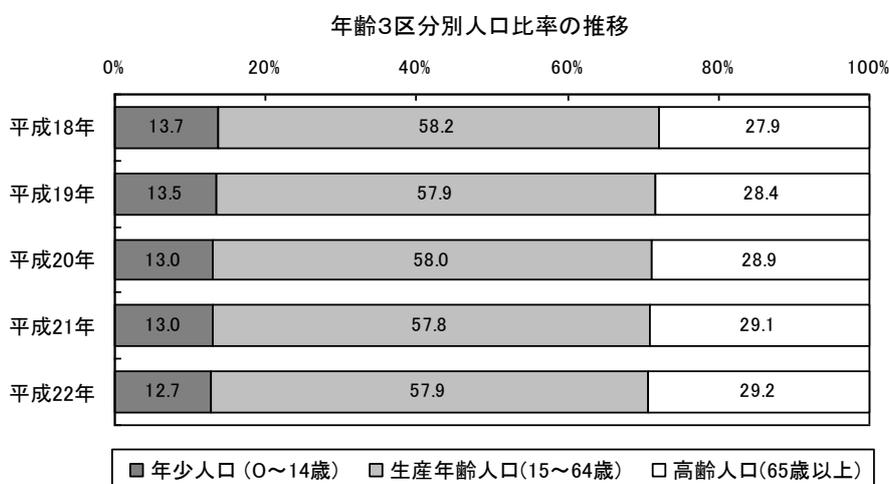
① 3区分人口の推移

本町の人口は年々ゆるやかに減少を続けています。年齢区分別にみると、0～14歳の年少人口が減少しているのに対して65歳以上の高齢人口は年々増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



② 3区分人口比率の推移

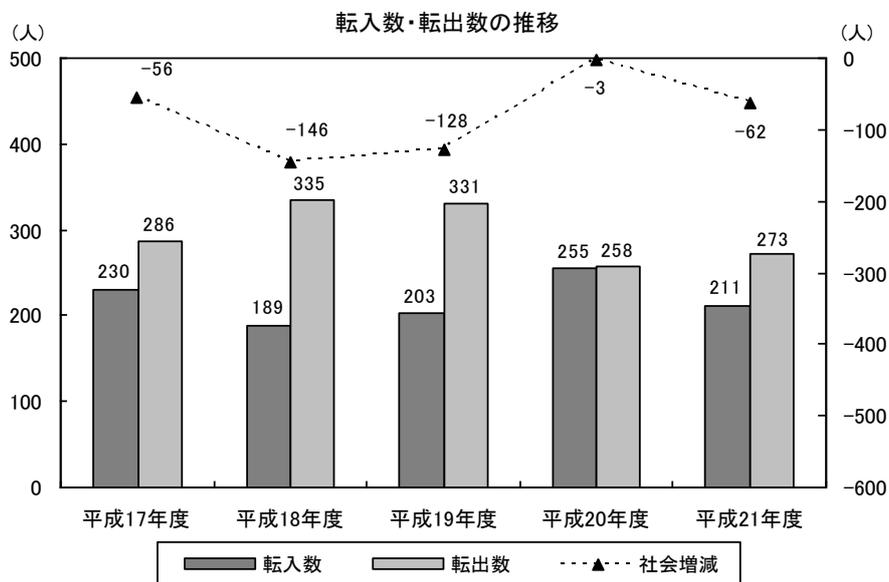
本町の人口比率を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳以上）に分けてみると、年少人口の割合が減少しているのに対して高齢人口の割合は年々増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。少子化に比べ高齢化が急速に進行しており、平成18年以降高齢人口割合が年少人口割合のおよそ2倍となっています。



(2) 社会増減、自然増減の推移

① 転入数・転出数の推移

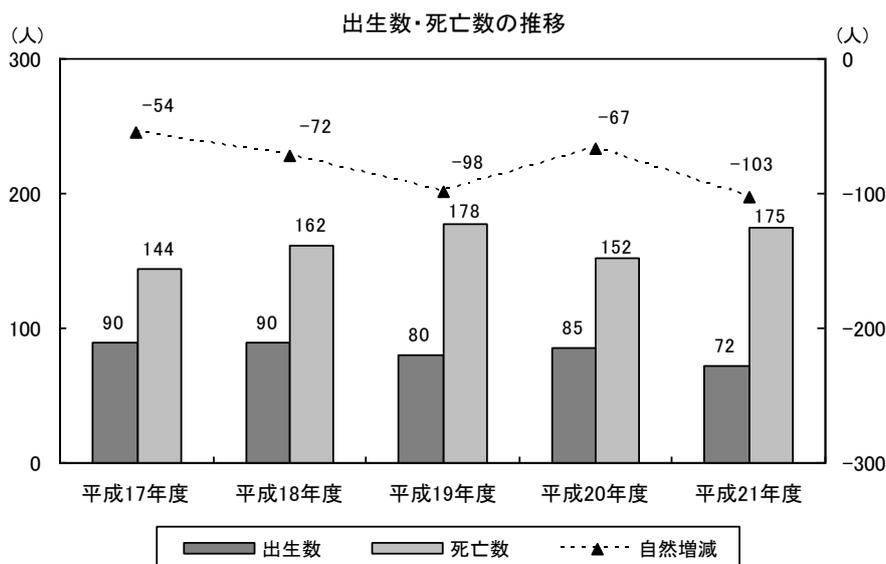
転入数が平成 18 年度以降増加傾向にあります。平成 21 年で減少に転じています。全体では転出数が転入数を上回っており、社会増減では減少が続いています。



資料：町民税務課

② 出生数・死亡数の推移

出生数は平成 17 年度以降 80~90 人前後で推移していますが、平成 21 年度で 80 人を下回っています。出生数よりも死亡数が多く、自然増減でも減少が続いています。

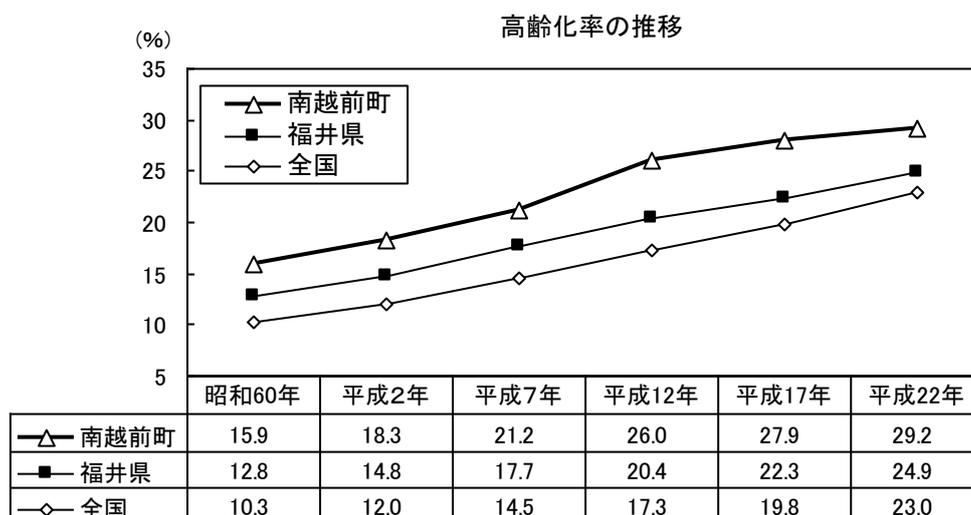


資料：町民税務課

(3) 高齢化率の推移

① 高齢化率の推移

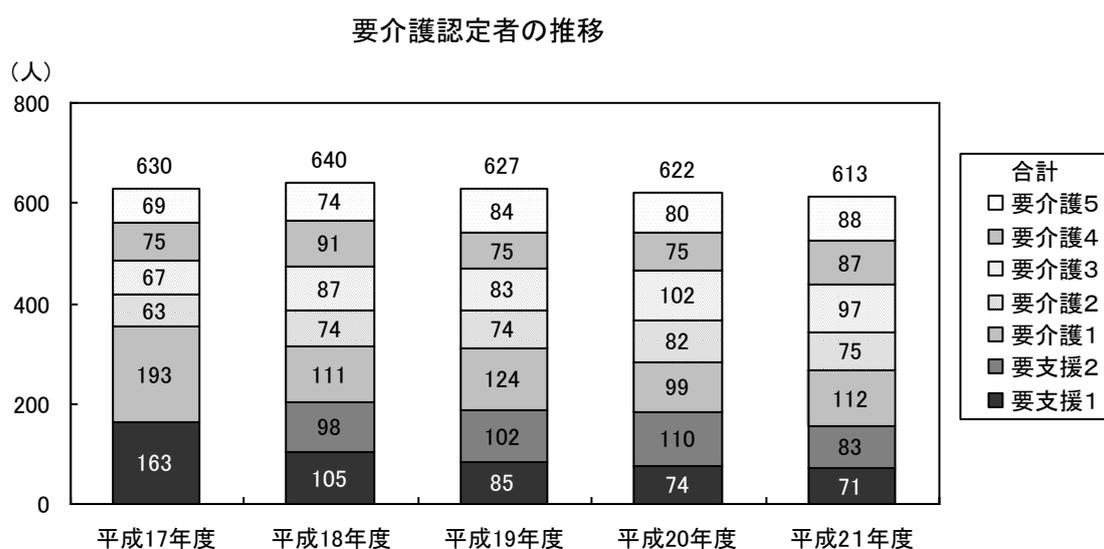
本町の高齢化率（人口全体のうち65歳以上人口の占める割合）をみると、昭和60年には、高齢社会である14%を超えており、全国、福井県と比較しても高い割合で推移しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）／平成22年のみ住民基本台帳（4月1日現在）

② 要介護認定者の推移

本町の要介護認定者の推移をみると、要介護認定者数は年々減少傾向にありますが、要介護4・5は増加傾向にあり、要介護度の重度化が進んでいます。

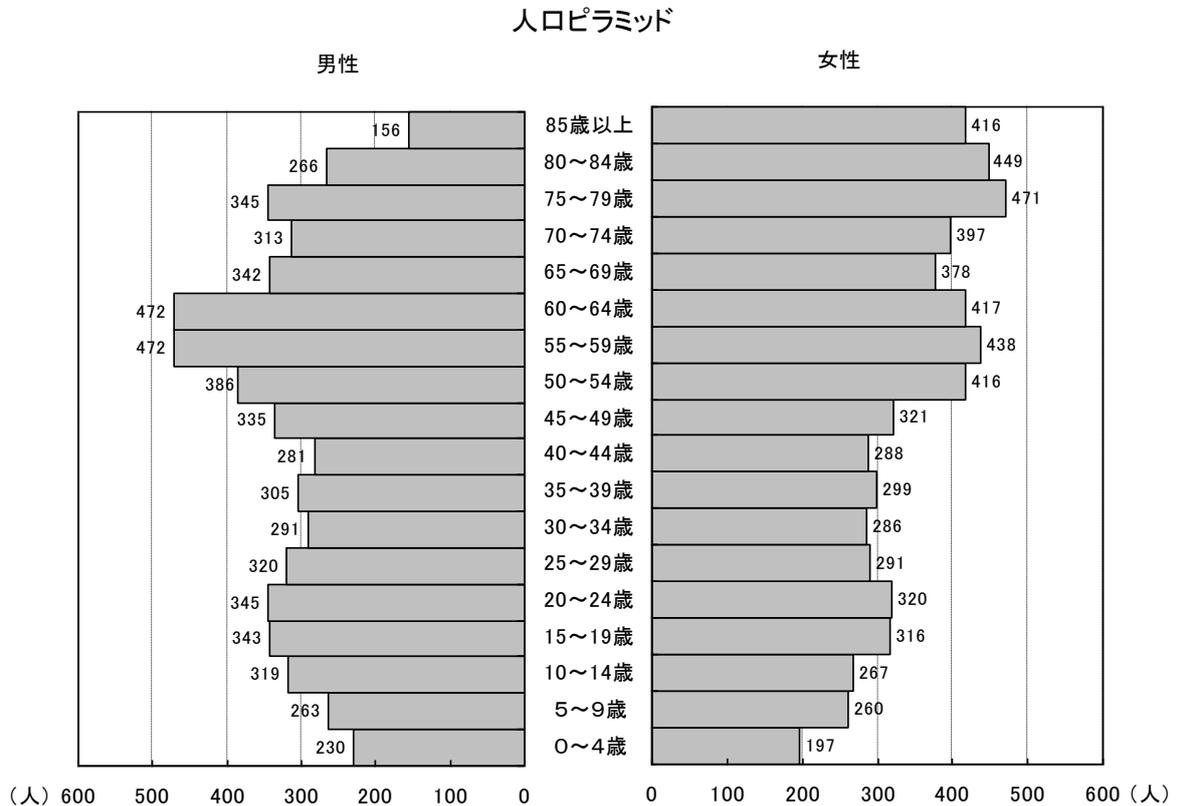


資料：保健福祉課
介護保険事業状況報告（各年年度末現在）

(4) 南越前町の人口構造

①人口ピラミッド

現在の 50 歳代後半の世代はいわゆる“団塊の世代”と呼ばれていますが、この世代が高齢化することによる急激な高齢者の増加が予測されています。本町においても、50 歳代から 60 歳代前半は他の世代に比べ多くなっています。

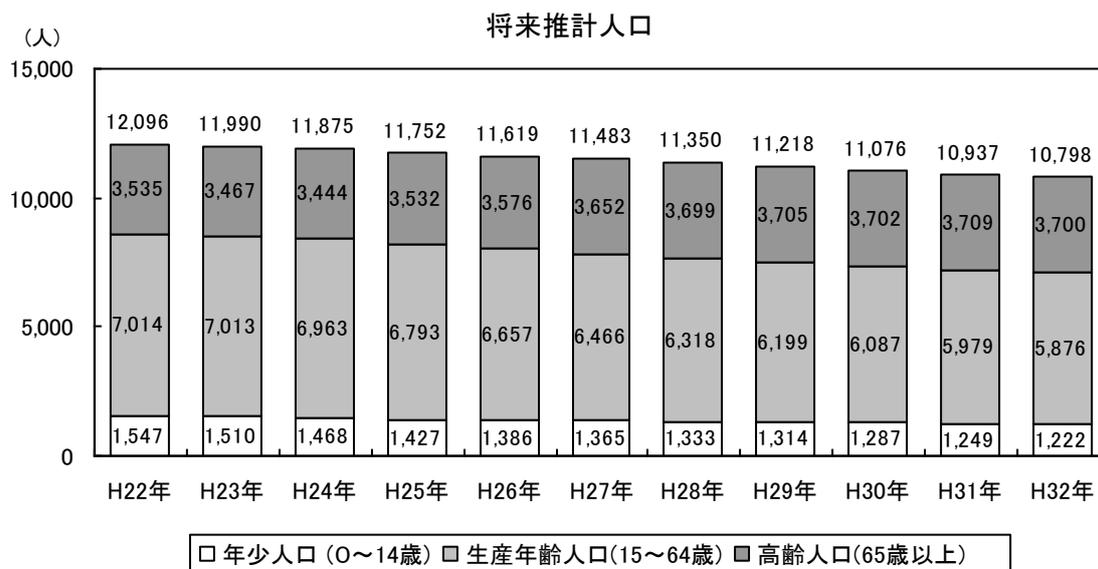


資料：住民基本台帳（平成 22 年 4 月）

②将来人口推計

平成17年から平成21年の住民基本台帳（各年4月1日現在）をもとに今後10年間の本町の将来人口を推計すると、総人口では今後も減少傾向が続くことが予測されています。

中でも0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢人口は増加しており、今後も少子高齢化は進行していく傾向にあります。

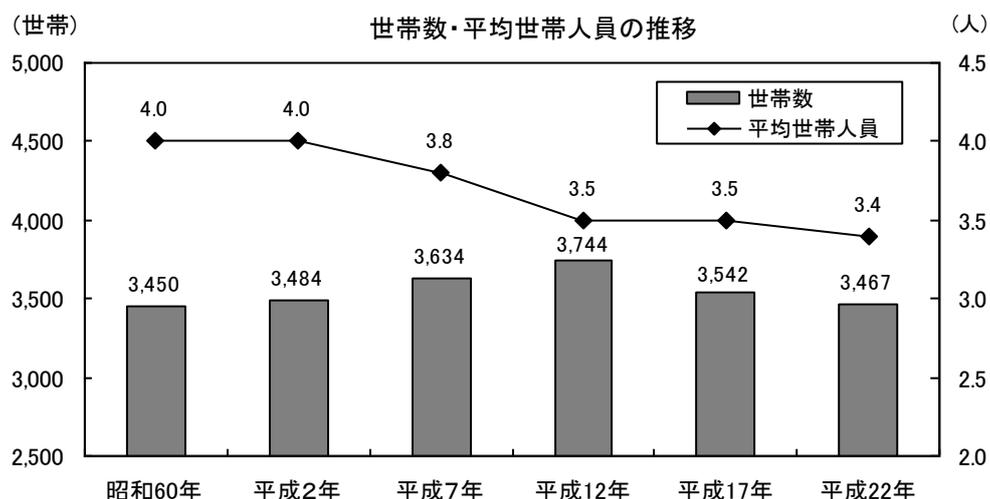


資料：センサス変化率法による人口推計

3. 南越前町の世帯

(1) 世帯数・平均世帯人員の推移

本町の世帯数は平成 12 年まで増加傾向にあり、その後減少しています。平均世帯人員は昭和 60 年の 4.0 人から平成 12 年には 3.5 人まで減少し、その後ほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査（10月1日現在）
 ／平成 22 年のみ住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 65 歳以上の高齢者のいる世帯数

本町の世帯の中で、65 歳以上高齢者のいる世帯は全体の 64.0%と、福井県、全国と比較しても高い割合を占めています。そのうち高齢者単身世帯数の占める割合も全体の 9.5%と、福井県、全国と比較して高くなっています。

	南越前町		福井県		全国	
	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)
総世帯	3,542	100.0	267,385	100.0	49,062,530	100.0
65 歳以上高齢者のいる世帯	2,267	64.0	120,330	45.0	17,204,473	35.0
高齢者単身世帯	339	9.5	18,154	6.7	3,891,769	7.9
平均世帯人員 (人/世帯)		3.5		3.3		2.6

資料：平成 17 年 国勢調査（10月1日現在）

4. その他地域の状況等

(1) 障害のある人の状況

本町の障害者手帳の所持者数をみると、総人口に占める割合は身体障害で5.6%、知的障害で0.7%、精神障害で0.2%となっています。

	人数
身体障害	677人
知的障害	86人
精神障害	26人

資料：保健福祉課（平成22年4月1日現在）

(2) 生活保護の状況

本町の生活保護世帯の状況をみると、1,000世帯あたり4.7世帯と、福井県、全国と比較して低い割合となっています。

	1,000世帯あたりの生活保護世帯数
南越前町	4.7世帯
福井県	7.3世帯
全国	21.9世帯

資料：保健福祉課（平成22年4月1日現在）

福井県・全国は厚生労働省統計局と住民基本台帳（平成20年度平均）

5. 福祉活動の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

	民生委員・児童委員数	主任児童委員数（内数）
南条地区	18人	1人
今庄地区	23人	2人
河野地区	11人	1人
合計	52人	4人

資料：保健福祉課（平成22年4月1日現在）

(2) 南越前町ボランティア登録団体

この表は、南越前町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体です。

各種団体では、それぞれに特色を持ったボランティア活動を地域内で実践しており、地域福祉の推進に欠かせないものとなっています。その他、個人のボランティア登録も受け付けています。

南越前町ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する情報の提供や相談、紹介を行っています。

No.	団体名	会員構成			活動内容
		男性	女性	合計	
1	南越前町民生児童委員協議会				相談交流、身の回り介助、食事サービス、外出介助サービス、スポーツレクリエーション指導・介助、学習・啓発活動、献身活動、地域活動・環境美化、文化・伝承活動
2	南条地区民生児童委員協議会	11名	7名	18名	
3	今庄地区民生児童委員協議会	10名	13名	23名	
4	河野地区民生児童委員協議会	2名	9名	11名	
5	南越前町婦人福祉協議会				相談交流、身の回り介助、食事サービス、外出介助サービス、栄養改善・保健、制作・創作・貸出、収集活動、演芸・演奏活動、趣味の指導、地域活動・環境美化、施設慰問
6	南条地区婦人福祉協議会	—	121名	121名	
7	今庄地区婦人福祉協議会	—	160名	160名	
8	河野地区婦人福祉協議会	—	117名	117名	
9	南越前町赤十字奉仕団				身の回り介助、食事サービス、募金活動、献身活動、地域活動・環境美化
10	南越前町赤十字奉仕団南条分団	100名	234名	334名	
11	南越前町赤十字奉仕団今庄分団	—	183名	183名	
12	南越前町赤十字奉仕団河野分団	—	27名	27名	
13	南越前町母子寡婦福祉会				食事サービス、地域活動、公共施設等の整備
14	南条母子寡婦福祉会	—	25名	25名	
15	今庄母子寡婦福祉会	—	21名	21名	
16	河野母子寡婦福祉会	—	28名	28名	
17	南越前町食生活改善推進委員会(みつば会)				食事サービス、栄養改善、地域活動・環境美化
18	南条地区食生活改善推進委員会(ききょうの会)	—	36名	36名	
19	今庄地区食生活改善推進委員会(めばえ会)	—	42名	42名	
20	河野地区食生活改善推進委員会(ふたば会)	—	23名	23名	
21	南越前町消費者グループ連絡協議会	1名	109名	110名	学習・啓発活動、収集活動
22	今庄地区婦人会	—	90名	90名	食事サービス
23	根っこの会(南条地区)	7名	3名	10名	演芸・演奏活動
24	給食ボランティア「ひまわり」グループ(今庄地区)	—	36名	36名	食事サービス
25	しゃくな花(今庄地区)	—	13名	13名	食事サービス
26	八双会(河野地区)	21名	9名	30名	地域活動・環境美化
27	ちひろ会(河野地区)	—	8名	8名	地域活動・環境美化
28	南条手話サークル「れんげ」(南条地区)	2名	6名	8名	手話・朗読サービス
29	今庄日本舞踊教室(今庄地区)	—	8名	8名	施設慰問
30	コカリナと楽しい仲間たち(南条地区)	—	10名	10名	コカリナ演奏
31	混声合唱団「四季」	8名	16名	24名	施設慰問演奏

資料：南越前町社会福祉協議会ボランティアセンター（平成23年3月現在）

6. 地域福祉に関する住民意識（地域福祉アンケートより）

（1）アンケートの概要

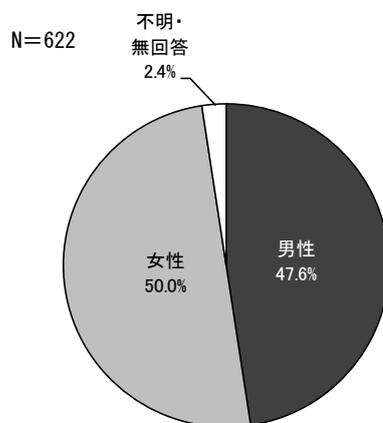
地域福祉推進計画の策定にあたって、住民の生活実態や地域福祉に関する要望・意見などを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査の概要

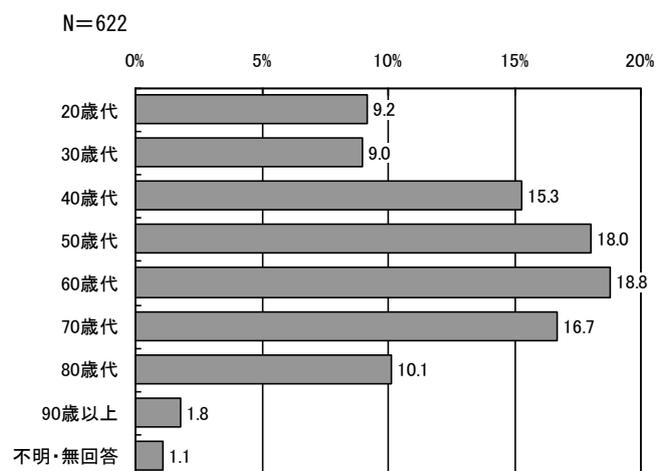
調査地域	：南越前町
調査対象者	：南越前町在住の20歳以上の男女
抽出方法	：無作為抽出
調査期間	：平成22年9月17日～平成22年9月30日まで
調査数	：1,000人
回収数	：622人
回収率	：62.2%

（2）アンケート対象者の属性

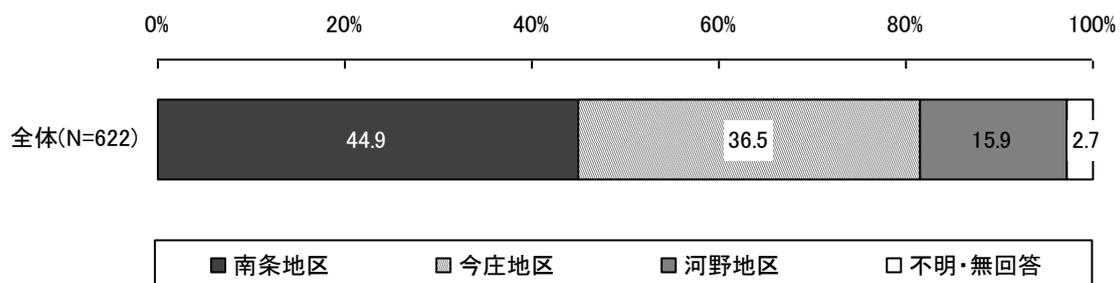
①性別



②年齢



③地区

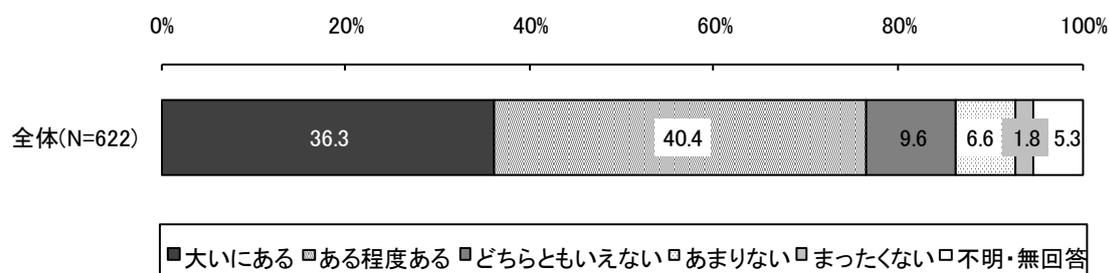


※地区別の人口割合を勘案した上で無作為抽出を行っています。

(3) アンケート結果

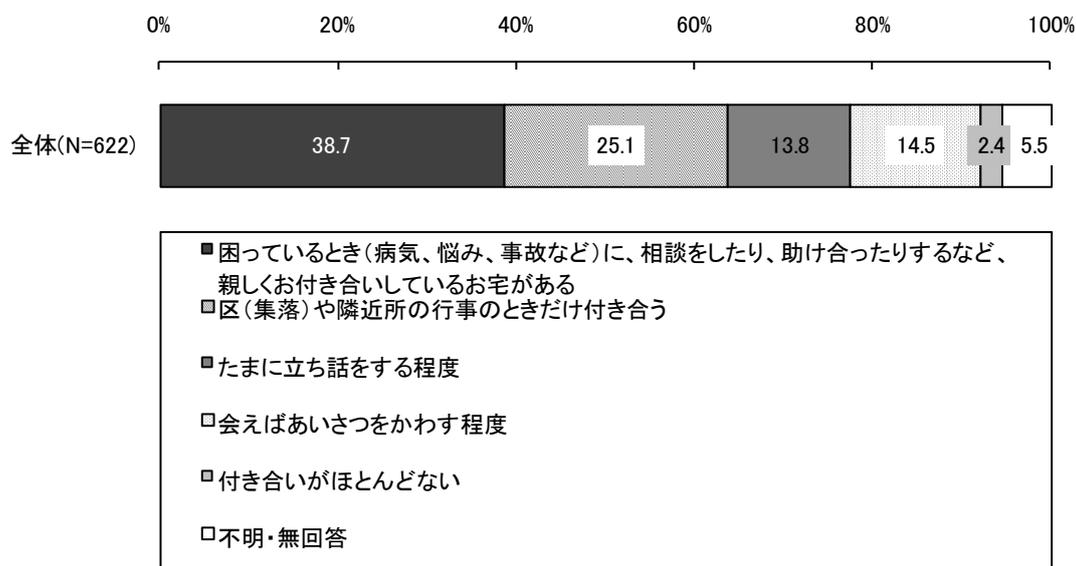
①今住んでいる「地域」に愛着があるか

今住んでいる「地域」に愛着はあるかという問いについて、全体でみると、「ある程度ある」が40.4%でもっとも多く、次いで「大いにある」が36.3%となっています。



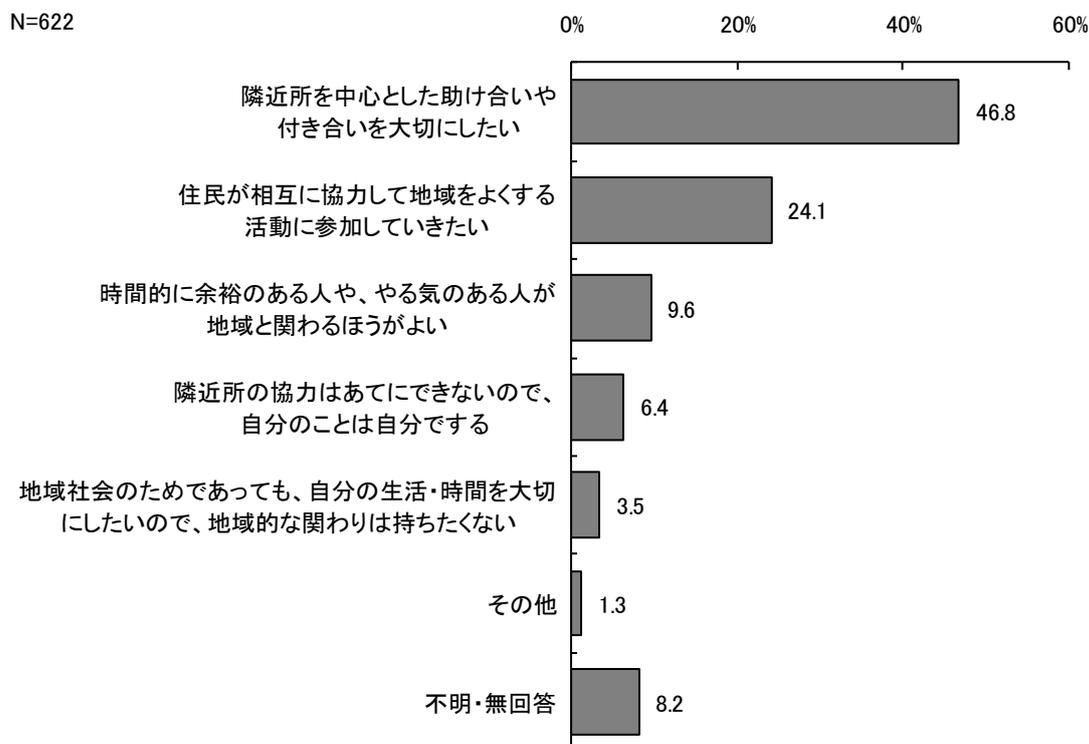
②ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているか

近所の人とどの程度の付き合いをしているかという問いについて、全体でみると、「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」が38.7%でもっとも多く、次いで「区（集落）や隣近所の行事のときだけ付き合う」が25.1%となっています。



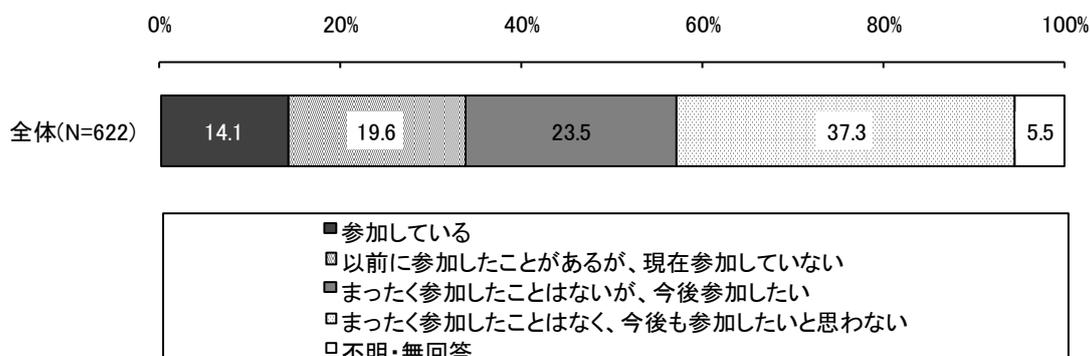
③地域での人と人との関わりについて

地域での人と人との関わりをどのように考えるかという問いについて、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が46.8%でもっとも多く、次いで「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が24.1%となっています。



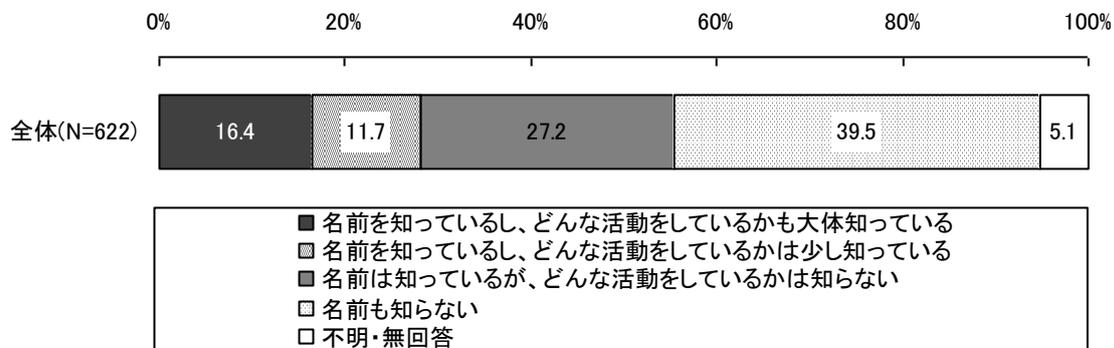
④ボランティア活動やNPO活動への参加

ボランティア活動やNPO活動に参加しているかという問いについて、全体で見ると、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が37.3%でもっとも多く、次いで「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が23.5%となっています。



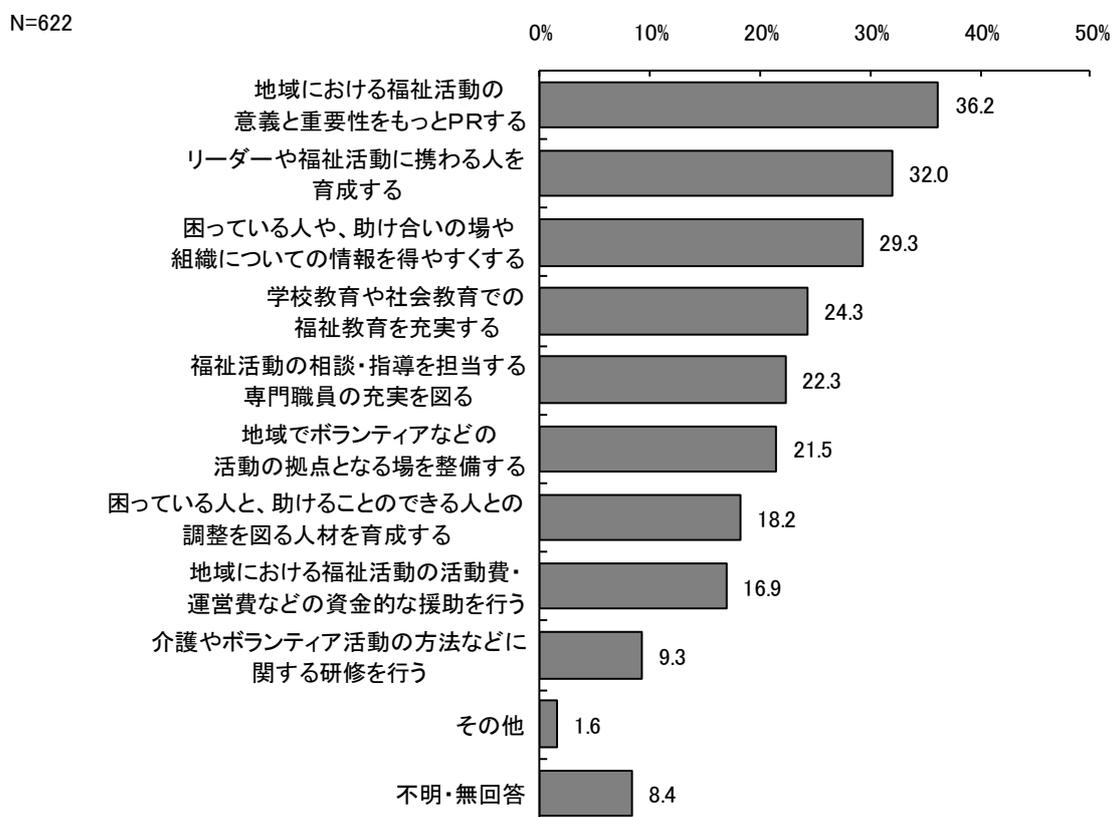
⑤「地域ふれあいサロン」について

各地域で行われている「地域ふれあいサロン」について知っているかという問いについて、全体でみると、「名前も知らない」が39.5%でもっとも多く、次いで「名前は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が27.2%となっています。



⑥地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なこと

今後、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思うかという問いについて、全体でみると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が36.2%でもっとも多く、次いで「リーダーや福祉活動に携わる人を育成する」が32.0%となっています。



⑦子どもがいきいきと健やかに育つために重要だと考えること（上位3つ）

	項目名	%
1位	安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスを充実させる	41.0
2位	育児休業制度や出産を終えた女性を再雇用する制度などを充実させる	28.0
3位	男性も女性も共に家事・育児に参加していくという意識を広める	27.7

⑧おとしよりの住みよいまちをつくるために重要だと考えること（上位3つ）

	項目名	%
1位	気軽に健康づくりを行える場所をつくったり、医療体制を充実させる	37.0
2位	おとしよりのための入所施設（特別養護老人ホームなど）を充実させる	36.7
3位	在宅で生活するおとしよりへの福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス等）を充実させる	34.9

⑨障害のある人の住みよいまちをつくるために重要だと考えること（上位3つ）

	項目名	%
1位	障害のある人の職業訓練や働く場を増やす対策を充実させる	35.9
2位	障害のある人が自立した生活が送れるよう、教育や生活訓練を充実させる	34.6
3位	在宅で生活する障害のある人への福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス等）を充実させる	26.8

⑩だれもがいきいきと健康的な生活を送るために重要だと考えること（上位3つ）

	項目名	%
1位	健康に関する勉強会や講習会を開き、住民一人ひとりが健康づくりに関する知識向上を図る	38.3
2位	区（集落）や老人クラブ、住民グループなどで、子どもやおとしより、障害のある人などを対象としたスポーツやレクリエーション活動を行う	37.9
3位	地域ぐるみで健康づくり運動などを行う	37.1

IV 計画の理念と目標

1. 基本理念

この計画は、住民みんなが登場人物となってつくりあげていく、まちの地域福祉の物語り。

それは空想の世界の話ではなく、南越前町というまちで繰りひろげられる話です。地域の人達がいつまでも健康で、いきいきと活動する、元気な南越前町で、住民がお互いに助け合い、支え合って、幸せな笑い声があふれるまちづくりの様子を描いていきます。

南越前町では、少子高齢化が進行し、高齢者世帯や核家族世帯も増え続け、家族や地域のつながりが薄れはじめてきています。

そんなまちで、もう一度みんなが手を取り、協力し合って、地域と人の魅力再発見に取り組むことで、これまで以上に地域福祉が根付いた、心豊かな南越前町をつくりあげていくことができると考えます。

この計画では、住民一人ひとりが主体的に地域活動に参加し、ともに地域で生きていくために、地域のふれあい、支え合い、思いやりなどを育てていく地域のしあわせ物語りをつくりあげていきます。

基本理念



みんなで作る 地域のしあわせ 物語り

～思いやりの心で育む 地域福祉のまち 南越前町～



2. 基本目標

本計画では、基本理念を根底に据え、南越前町の地域福祉推進計画を具体的に推進していくために以下のような3つの基本目標を掲げます。

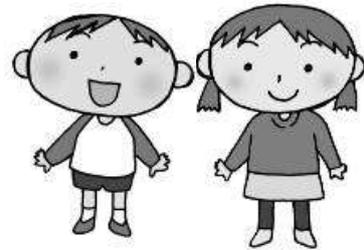
基本目標 1



みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり

地域において豊かな人間関係を構築し、生まれ育った地域に愛着を持つことにより、地域福祉への意識を高めることができるよう、住民一人ひとりが地域福祉の計画や活動に積極的に参加できる環境をつくり、住民が交流できるまちづくりを進めます。

みんなが地域活動に参加するから、とっても仲良し。
ぼくたちはみんな南越前町がだいすきなんだ！



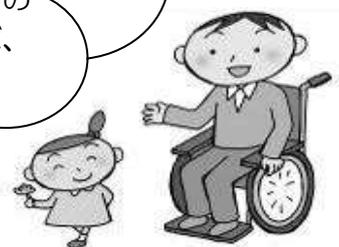
基本目標 2

みんなが思いやりの心を持って助け合い・支え合えるまちづくり

住民一人ひとりが、住み慣れた地域でともに支え合い・助け合えるよう、お互いを思い合う福祉の心を育むとともに、地域住民やボランティア各種団体など地域福祉を担う人々すべてで地域を支えるまちづくりを進めます。



南越前町では、いつもみんながお互いに支え合い、助け合って、生活しているよ。
みんながやさしい心で自分のできることから始めれば、何も難しくないよ。



基本目標 3

みんなが安心して暮らすことのできるしくみづくり

住民一人ひとりが、生涯にわたって健やかに生きがいを持って生活を送ることができるよう、自分に合った適切なサービスを選択し、積極的に地域活動に参加できる体制をつくります。

みんなが安心して暮らせる環境づくりと、活発に活動できる仕組みづくりも進めていかないとね。
もっとみんなが住みやすいまちをみんなの力でつくっていこう！



3. 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

みんなが活躍する
地域のつなわせ
物語り
〜思いやりの心で育む
地域福祉のまち
南越前町〜

基本目標 1

みんながお互いを
理解し、交流できる
まちづくり

(1) 地域の交流機会の充実に努めます

(2) 地域への愛着を醸成します

(3) 地域活動への参加・参画を促します

基本目標 2

みんなが思いやりの
心を持って
助け合い・
支え合える
まちづくり

(1) 地域活動の担い手を育成します

(2) 地域での見守り・助け合い活動を充実させます

(3) 地域団体の活動が活発になるよう支援します

基本目標 3

みんなが
安心して暮らす
ことのできる
しくみづくり

(1) 情報提供・相談支援体制を充実させます

(2) 活動拠点の整備を進めます

(3) ユニバーサルデザインの推進に努めます

(4) 保健・福祉サービスの充実に努めます

(5) 緊急時における体制の整備に努めます

V 主な取り組み方策

1. みんながお互いを理解し、交流できるまちづくり

(1) 地域の交流機会の充実に努めます

まちの方向性

●世代間交流の促進

年齢に関係なく、さまざまな世代の人が参加できる機会の充実と、高齢者と子どもや若者が交流できる機会の充実に努めます。子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながるよう、高齢者にとっては知恵や技能、経験を活用する機会となるよう、幅広い世代の交流活動を促進します。

●地域行事の活用による交流の促進

運動会や祭り、イベントなどの地域行事の開催を通じ、地域での交流、ふれあいの場づくりに努めます。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①世代間交流機会の創出		
・地域の伝統文化や歴史の継承などの活動機会を充実させます。 ・子どもから高齢者まで、世代を越えて地域の人が集い、楽しく交流できる機会の充実に努めます。	・地域交流事業の企画・実施	・地域 ・社協
②地域の活動の活性化		
・地域内でのコミュニケーション、連携を深めるきっかけとして、地域におけるさまざまな活動の活性化を図ります。	・地域行事の実施支援	・地域 ・行政
③地域で気軽にふれあえる環境の充実		
・地域のだれもが気軽に集い、話しをすることができる場づくり、仲間づくりを推進します。 ・年齢や障害の有無などに関係なく、経験や知識を共有できる環境の充実に取り組みます。	・活動環境づくりの支援 ・サロン活動内容充実のための支援	・地域 ・行政 ・社協

※社協：社会福祉協議会

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 日常的に地域の人と交流できるような活動を企画・実施します。
- 年齢を問わずだれでも参加できる楽しい行事を企画・実施します。
- 高齢者と子どものふれあい活動、親子のふれあい活動など、世代を超えて交流できる活動機会の充実に取り組みます。

住民の 取り組み

- 地域福祉について関心を持ち、地域での関係づくりの大切さについて学びます。
- 地域で実施されている行事や活動に積極的に参加します。
- 家族みんなで地域の行事に参加します。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、各地区ではサロン活動をはじめとした地域行事が開催され、サロン開催数は各地区ともに年々増加してきています。また、児童館では子どもへの伝承活動など、高齢者と子どものふれあい活動も行われています。しかし、年齢層の偏りや参加者が固定化していることから、幅広く地域の住民が交流できる機会を充実させていく必要があります。

今後、世代を超えた交流機会の充実のために、身近で気軽に参加できる機会づくりを進めていく必要があります。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、「地域ふれあいサロン」に参加していたり、参加したいと考えている人は、42.7%となっています。しかし、参加したくないが46.6%となっており、世代が若くなるほど参加意識が低くなっています。そのため、世代を超えてすべての住民が参加しやすい機会を提供していくことが必要となっています。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、地域活動への参加者の固定化やサロン活動に男性の参加が少ないといった課題があげられました。若い人や男性が参加しやすい工夫や、子どもや子育て世代も含めたサロン活動の工夫が必要だという話が出ました。

(2) 地域への愛着を醸成します

まちの方向性

●日常における地域交流の促進

ご近所同士のあたたかい関係づくりに向けて啓発を行っていくとともに、さまざまな機会を通して声かけやあいさつ、近所付き合い、見守りなどを大切にしていくなぎ運を高めます。

●伝統行事の継承やふれあい機会の創出による郷土愛の醸成

地域で昔から受け継がれている伝統的な祭りや、冠婚葬祭時の伝統行事などを次世代に継承し、地域の文化に触れることにより、地域への理解と愛着を深めていきます。

また、伝統を引き継ぐとともに、地域行事など新たなふれあい機会の創出を図ります。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①地域での人間関係の醸成		
・登下校時の子ども達への声かけなどにより、地域における人間関係の醸成を図ります。	・声かけ運動の実施・支援	・地域 ・行政
②地域の歴史文化の継承		
・地域の伝統的な祭りや冠婚葬祭時に行われる行事の開催と活性化に努めます。 ・次世代へ地域文化を継承するとともに、地域の歴史への理解促進を図ります。	・伝統行事継承支援	・地域 ・行政
③新たな地域文化の創出		
・住民が協力し合い、新たな地域の行事を創出することなどにより、地域文化の育成に努めます。	・新たな地域行事創出支援	・地域 ・行政

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 登下校時の声かけ運動を継続して行います。
- 困った時にはお互いに助け合える近所付き合いをしていきます。
- 伝統行事を引継ぎ、地域の文化や魅力を次世代に伝える活動を続けます。
- 地域の新たなシンボルとなるような行事の創出に取り組みます。

住民の 取り組み

- 登下校時にはできるだけ外に出て、子ども達に声かけをします。
- 伝統行事の開催に協力するとともに、積極的に参加し、文化の継承に努めます。
- 新たな地域文化創出のために、アイデアを出し合い、取り組みに協力します。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

近年地域活動への参加者も減少する傾向にある中で、地域における人間関係の構築が難しくなってきました。地域での人と人とのつながりを取り戻し、地域の魅力を改めて体感できる機会の充実により、地域への愛着の醸成を図っていくことが必要です。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、地域に愛着があるという人は「大いにある」「ある程度ある」を合わせると76.7%となっています。愛着がある理由としては、「生まれ育ったまちだから」が56.4%でもっとも多くなっていました。また、今庄地区と河野地区では「地域の人と親しくしているから」が次いで多くなっています。

地域での人との関わりについては、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」という人が46.8%でもっとも多くなっていますが、関わる機会や時間がないという理由から普段十分に近所の人との付き合いができない人も39.0%います。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、子ども達の登下校時に近所の人たちがあいさつをする見守り活動を通して、隣近所での人間関係が構築されているという意見があげられていました。

また、まちの特徴である豊かな自然環境もまちに対する愛着につながっているという意見が出されていました。

(3) 地域活動への参加・参画を促します

まちの方向性

●社会参加の促進

地域のひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の親子等、孤立しやすい人々が、社会参加できる機会としての地域活動を増やすことで、孤立感の解消や生きがいづくり、健康づくり、介護・認知症の予防等につなげます。また、地域活動への参加が地域貢献につながるという動機づけにより、新たな活動参加者の増加につなげます。

●住民同士による参加・参画の促進

地域の住民同士が地域活動の意義や取り組みについて日常的に口伝えなどで情報提供することにより、お互いに参加を呼びかけ合います。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①福祉情報の積極的な提供		
<ul style="list-style-type: none"> 福祉による地域づくりに関する啓発活動や情報の提供を積極的に行い、町全体の福祉意識の醸成を目指します。 ケーブルテレビ（CATV）等の媒体を通じて町内の活動事例を紹介するなど、わかりやすい情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉関連情報の提供 社会福祉協議会広報紙の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 行政 社協
②住民ニーズに応じた地域活動の充実		
<ul style="list-style-type: none"> 住民それぞれのニーズに合わせたサロン活動の充実等により、地域活動への参加・参画を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的別レクリエーションやサロン活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域 行政 社協
③住民同士による参加・参画		
<ul style="list-style-type: none"> 回覧板や口コミにより、住民同士で地域活動の意義や活動内容を日常的に情報提供し合い、地域活動への参加・参画を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な声かけ活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 町や団体からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
- だれもが参加しやすい地域活動の場づくりに努めます。
- 積極的に地域活動への参加を呼びかけ合います。

住民の 取り組み

- 日常生活の中で、地域での出来事に関心を持つように心がけます。
- 広報や回覧板に目を通すように心がけます。
- 地域活動の体験や意見を、口コミで近所の人にも伝えます。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

社会福祉協議会の取り組みとして、福祉意識の醸成のための福祉講演会の実施やボランティア活動・福祉学習行事の広報を行ってきました。

地域活動に取り組んでいる人の割合は、前回計画策定時よりも高くなっていますが、与えられた役割として参加している人も少なくないため、地域福祉に対する理解を深め、地域活動への積極的な参加を促していく取り組みが必要です。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、区・集落や子ども会、PTAなどの地域活動に現在取り組んでいる人は40.8%、ボランティア活動やNPO活動に参加している人は14.1%となっています。現在地域活動をしていない理由としては、「仕事などの都合で機会がない」が27.0%でもっとも多くなっています。NPO活動に参加したいと思わない理由では「時間や収入にゆとりがないから」が48.3%でもっとも多くなっています。

このように、時間にゆとりがなく地域の活動に参加できない人たちが、少しの時間でも気軽に参加できるような機会が求められています。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、サロンや地域活動への参加は女性や高齢者といった限られた人の参加が多く、参加者も固定されているのが現状であるという意見があげられていました。地域活動の趣旨や取り組みを周知し、地域活動に興味を持たない人たちへの働きかけを積極的に行っていくことが必要です。

2. みんなが思いやりの心を持って助け合い・支え合えるまちづくり

(1) 地域活動の担い手を育成します

まちの方向性

●福祉教育の充実

学校、職場、家庭に至るまで、すべての生活面において相手の立場を理解しようとする思いやり、優しさを育むため、学校教育や生涯学習の充実を図ります。

また、ワークショップや参加型学習会の実施など、住民がより主体的に参加でき、学べる場の充実に努めることで、住民一人ひとりの地域福祉意識の醸成と主体性を育みます。

●ボランティアの育成

福祉教育や、ボランティア体験講座等を通じ、ボランティア活動への関心を高め、ボランティアの育成を図ります。

●リーダー育成支援の推進

地域で身近な福祉活動を行うリーダー等の人材育成に努めます。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①福祉教育の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する体験学習の機会を提供し、福祉への理解と関心を高め、ボランティアや社会連帯の精神を養います。 学校教育において「総合的な学習の時間」等を活用し、福祉教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアスクールの開催 福祉体験学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 社協 行政
②ボランティア講座の開催		
<ul style="list-style-type: none"> 住民のボランティア活動への参加促進とスキルの向上のためのニーズに応じた講座等を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティア講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 社協
③地域活動リーダーの養成		
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に意欲のある住民・団体等のボランティア登録を推進します。 ボランティアの需要調整を行うコーディネート機能の充実および人材の養成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーターの養成 	<ul style="list-style-type: none"> 社協

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- リーダーや役員への負担が集中しないように、組織や地域全体でフォローします。
- 地域活動の実施や啓発により、助け合いの大切さを子ども達に伝えられるよう、取り組みを継続して行っています。

住民の 取り組み

- ボランティア活動に参加するように心がけます。
- リーダー育成の体験講座等に積極的に参加するように心がけます。
- 行事の際の音頭をとったり、進んで役員を引き受けるよう心がけます。
- 地域活動やボランティア活動に参加する際には、友人や家族など他の人にも声をかけ合って参加します。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、社会福祉協議会ではボランティア活動推進のための活動を行うボランティアコーディネーターの配置や、ボランティア活動の連携を推進するボランティアリーダーの養成に取り組んできました。

安定的かつ継続的な地域福祉活動には、活動の担い手や牽引するリーダーが必要であることから、これらの人材の育成が必要です。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、「リーダーや福祉活動に携わる人を育成する」が32.0%となっており、2番目に多い回答となっています。この結果からも、地域活動の牽引役となるリーダーを育成するとともに、新たな地域活動の主体となる人材を発掘していくことが必要です。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、地域での活動を取り仕切るリーダーのなり手がいないという課題があげられていました。また、活動主体となる団塊の世代の人たちが活動に参加できていないことも課題として多く意見が出されていました。

(2) 地域での見守り・助け合い活動を充実させます

まちの方向性

●地域の見守り活動の推進

地域団体、地域住民が協力し合い、行政や社会福祉協議会などの組織では手の届かない、日常生活の中での見守り活動を行っていきます。また、地域の人達の知識や経験を活かし、子育ての支援や介護の補助など、地域で悩みを抱え、困っている人たちを支援していきます。

●地域における防犯・防災活動の促進

地域における既存の活動の充実を通じて、災害時や緊急時における住民同士の助け合いのしくみづくりを促進します。

また、大規模な災害が発生した時、自力で避難することが困難な障害のある人や高齢者等に対する安否確認や避難誘導を地域で行える体制をつくります。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①子どもの見守り体制の推進		
・登下校時の見守りなど、子どもを見守り育てる地域ボランティアを育成し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を推進します。	・登下校時の見守りの実施	・地域 ・行政 ・社協
②安全安心パトロールの推進		
・地域で行われている夜回り活動等の強化による、防犯パトロール体制の整備に努めます。	・夜回り活動の実施	・地域 ・行政
③ひとり暮らし高齢者の安否確認の推進		
・民生委員・児童委員等と連携した、ひとり暮らし高齢者の安否確認、緊急時の安否確認体制の整備に取り組みます。	・ひとり暮らし高齢者への訪問活動の実施	・行政 ・社協
④虐待防止ネットワークの推進		
・虐待の疑いがある際における通告義務等について広く啓発を行います。 ・既存の地域活動のネットワーク化を図り、地域住民による見守り体制の強化を図ります。	・ネットワークの構築 ・啓発活動の推進	・行政
⑤住民相互による支え合い活動		
・支援を必要とする人を地域で支えるとともに、日頃からお互いに支え合う住民相互の活動を推進します。	・声かけ活動の実施	・地域

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 声かけ、自宅訪問、見守り活動などを地域のボランティアや区（集落）等の既存の団体で連携して行います。
- 夜回り活動を継続して行います。
- 登下校時の子ども達の見守り活動を継続して行います。

住民の 取り組み

- 近所のひとり暮らし高齢者等に気を配り、声かけなどを行うよう心がけます。
- 夜回り活動や子どもの登下校時の見守りなど、地域の防犯活動に積極的に参加します。
- 地域で行われる防災活動に参加します。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、登下校時の見守り活動や、ひとり暮らし高齢者への日頃からの声かけなど、子どもの安全確保と高齢者の孤立化防止にもつながる日常的な見守り活動が行われています。また、長く続く夜回り活動も地域での見守り活動として、欠かせないものとなっています。

これらの活動を継続していくことが大切ですが、ひとり暮らし高齢者の増加や、活動の担い手の減少などが問題となる中で、お互いのできることから助け合うことの大切さを啓発していくことが必要となっています。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、おとしよりも社会参加しやすいようにするために、地域としてどんなことに取り組んでほしいと思うかについて、「地域の人の見守りや助け合い」が21.2%と2番目に多くなっています。また、子育てについて、地域として取り組んでほしいこととしては、「地域の子どもへの見守りと声かけ」が28.0%ともっとも多くなっています。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、日頃から取り組まれている登下校時の見守り活動や、民生委員が中心となって取り組んでいるひとり暮らし高齢者への声かけ活動をもっと推進していきたいという意見が多くあげられていました。

年々増加するひとり暮らし高齢者対策の一つとしても、地域での見守りや助け合い活動が必要です。

(3) 地域団体の活動が活発になるよう支援します

まちの方向性

●地域活動、ボランティア活動の普及・啓発

広報紙やホームページなどを活用し、住民に対し地域活動やボランティア活動の普及・啓発を行います。

●地域の組織・団体の連携

ボランティア団体など、地域内で活動している各種団体の交流により、多様化した地域課題の解決を図る協力・連携体制づくりを支援し、ネットワークの形成に努めます。また、中でも社会福祉協議会を、地域福祉を推進していく上での中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくため、相互に連携を図っていきます。

●ボランティアセンターの機能充実

ボランティア活動に意欲のある住民・団体などのボランティア登録を促進するとともに、ボランティアをしたい人と探している人をコーディネートするなど、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①ボランティア活動の周知		
・行政と社会福祉協議会との連携のもと、住民に対するボランティア活動の周知に取り組みます。	・広報紙、ホームページによる広報	・行政 ・社協
②ボランティア活動内容の充実		
・だれもが参加しやすいプログラムの開発や活動・事業を推進します。	・ボランティアセンター運営委員会の開催	・社協
③ボランティア団体同士の連携		
・福祉活動を目的としたボランティアグループ同士の情報交換など、活動面での連携を進めます。	・ボランティア連絡会の開催	・社協
④ボランティア相談窓口の周知		
・ボランティアが気軽に利用できるよう相談窓口の周知を図り、円滑なボランティア活動を支援します。	・広報紙への相談窓口の掲載	・社協

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

住民の 取り組み

- 地域のボランティア団体や社会福祉協議会の活動に関心を持ちます。
- できる範囲でボランティア活動に参加するように心がけます。
- 地域活動やボランティア活動に参加する際には、友人や家族など他の人にも声をかけ合って参加します。
- 活動に参加した体験を、周囲の人にも伝えるようにします。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、ボランティアセンターを中心に、地域団体の活動がスムーズに行われるよう、連携の調整などの支援を行うとともに、ボランティアセンター運営委員会を新たに設置し、住民のボランティア活動の充実に努めてきました。

また、地域ではサロン活動をはじめとし、日常生活の中でさまざまなボランティア活動が行われており、多くの住民が地域活動に興味を持っています。

興味があっても活動に参加できていない人たちへのアプローチを積極的に行い、多くの人が地域活動に参加できるようになることで、団体の活動がさらに活発になるよう支援を行っていくことが必要です。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、現在ボランティア活動やNPO活動に参加している人の活動内容として、「地域のふれあいや交流、まちづくりに関する活動」が38.6%ともっとも多くなっていました。

また、参加している理由としては、「仲間が増える」「世のため人のためになる」「支え合いのあるまちをつくるため」などの意見が多くあげられていました。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、ボランティア活動に参加したいと思っても、どのようにボランティア活動に参加すればよいのかわからないという意見が出されています。

また、他の地域と共同で活動を行うことに意欲的であり、団体同士が協力し、活動に取り組んでいく必要性が意見として多くあげられていました。

3. みんなが安心して暮らすことのできるしくみづくり

(1) 情報提供・相談支援体制を充実させます

まちの方向性

●情報提供の充実

広報紙や町の窓口をはじめ、パンフレット、インターネットなど、多様な媒体の活用を通して、福祉サービス・制度等の周知徹底を図っていきます。

●相談支援体制の整備

各種相談窓口の機能を充実するとともに、必要によっては内容に合わせて専門機関へもスムーズにつながられるような機動性のある体制づくりに努めます。また、相談を受ける職員一人ひとりについても専門性の向上を目指します。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①情報提供の充実		
・関係機関等と連携し、保健・医療・福祉に関する必要なサービスの情報提供体制を整備していきます。	・広報の充実	・行政 ・社協
②民生委員・児童委員、身体・知的障害者福祉相談員との連携		
・民生委員・児童委員、身体・知的障害者福祉相談員等との連携を強化し、情報提供や活動支援を推進していきます。	・委員による個別相談支援	・行政
③福祉総合相談の実施		
・関係機関や窓口相互の連携による保健・医療・福祉相談体制の充実を図ります。	・相談窓口の充実	・行政 ・社協
④個人情報保護のための対策		
・情報提供にあたっては、個人情報に配慮します。	・個人情報保護法の遵守	・行政

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 町や団体からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
- 地域の中で、家族や隣近所の人との相談を気軽に聞けるような場を設けるようにします。
- 日頃から地域での人間関係を構築し、お互いに情報提供をし合うよう心がけます。
- 近所で悩んでいる人がいる時には、声をかけ、相談にのるよう心がけます。

住民の 取り組み

- 広報紙やホームページ等に目を通すなど、福祉サービスに関する情報を積極的に得るよう心がけます。
- 不安や悩みがある場合、一人で悩まずにだれかに相談するよう心がけます。
- 隣近所の人や、民生委員・児童委員などに関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、行政や社会福祉協議会では、広報紙やホームページを通して地域福祉や福祉サービスに関わる情報提供を行ってきましたが、アンケート調査の結果をみると、福祉サービスの情報を入手できている人の割合は4割程度となっています。

今後も、住民が必要としている情報を、分かりやすく伝わりやすい形で発信していく工夫を続けていくことが必要です。また、住民が福祉サービスを活用しやすくするためにも、住民の声を聞く相談体制づくりに取り組んでいくことが必要です。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、「福祉サービス」に関する情報を入手できている人は39.7%と、半数以下となっています。また、暮らしの中で困った時はだれに相談するかについては、「家族」「親族」「友人・知人」などの身近な相手が大部分を占めています。主な情報の入手先としては「役場の窓口や広報紙」が41.0%と最も多くなっており、今後も南越前町における情報提供体制・相談支援体制をさらに充実させていく必要があります。

(2) 活動拠点の整備を進めます

まちの方向性

●地域施設の利用促進

地域住民に身近な社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源（空き施設、空き店舗、空き家など）を活用した、地域の活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。

特にワークショップでも要望が多かった公民館、福祉センターなどの施設について、利用しやすくするための管理体制づくりについて検討を進めます。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①空き施設の有効活用		
<ul style="list-style-type: none">・さまざまな空き施設について、有効な活用方法について検討します。・利用のための柔軟な管理体制づくりに取り組みます。	・空き施設の活用検討	・行政 ・社協
②既存施設の利用環境整備		
<ul style="list-style-type: none">・学校の体育館やグラウンド等の施設開放や、公民館、集会所などを、子どもの遊び場や地域活動の拠点として利用しやすくするための検討を行います。	・施設管理体制についての検討	・行政

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 子ども達が地域で安心して遊べるよう、地域施設の管理と整備を行います。
- 町の施設や空き家を積極的に利用して、地域活動に取り組みます。

まちの現状と課題

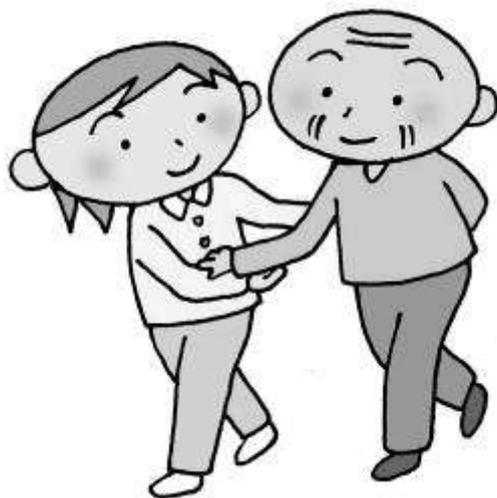
<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、地域によっては空き家が増加し、地域の治安維持のためにも空き家の活用が必要な状況となっています。また空き施設の利用など、町内に眠っている資源を有効活用し、地域活動の活性化を図っていく必要があります。

空き家の利用などにより、遠くの施設まで参加するのは難しい高齢者も気軽に参加できる活動拠点となることや、子ども達が大人の目の届く範囲で安全に遊ぶことができる場所の確保にもつながります。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、公民館や福祉センター等の地域施設をはじめ、空き施設や空き家を活用していくことができないかという意見が多く出されていました。また、子どもが安心して遊べる場づくりが求められていました。



(3) ユニバーサルデザインの推進に努めます

※ユニバーサルデザインとは、特定な人のためだけではなく、誰もが利用しやすいように取り入れられたデザインや考え方のこと。

まちの方向性

●人にやさしいまちづくりの推進

公共施設において、高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー化や、だれもが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。また、だれもが気軽に外出できる環境づくりに努めます。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①交通環境のユニバーサルデザインの推進		
・だれもが安心して利用できる道路交通環境の整備を図ります。	・歩道の整備 ・街灯の整備	・行政
②公共施設におけるユニバーサルデザインの推進		
・すべての人が安心して気軽に利用することができるよう、公民館などの公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	・公共施設におけるバリアフリー化	・行政
③交通移動手段の確保		
・公共バスの運行維持に努めるとともに、気軽に外出する機会が増えるよう、地域の交通手段の確保に努めます。	・公共交通手段の確保・維持	・行政 ・社協

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、行政では公共施設において、主にスロープの設置や障害のある人用トイレの設置、点字ブロックの設置など、バリアフリー化に取り組んできました。今後も、だれもが利用しやすい公共施設が増えていくよう、取り組みを進めていくことが必要です。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、歩道の整備や道路に街灯を増やすなど、みんなが安全に道路を使えるようにしてほしいという意見がありました。

(4) 保健・福祉サービスの充実に努めます

まちの方向性

●福祉サービスの充実

自分や地域の力では解決できないことについて、支援を必要としている人が必要な時に利用しやすい福祉サービスの充実に努めます。

●健康づくりの支援

住民が健康づくりに取り組み、元気で自立した生活が送れるよう、健康づくりの支援を行います。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①各種福祉サービスの充実		
・地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉、障害者福祉や子育て支援の各施策による各種福祉サービスの充実に努めます。	・配食サービスの充実 ・地域サロン活動の開催	・行政 ・社協
②保健サービスの充実		
・予防接種や健康診査、健康相談などの充実により、住民の健康づくりを支援します。	・健康増進事業の推進	・行政 ・社協
③福祉サービスの質の向上		
・行政、事業者の意識向上やサービスの質の確保のため、事業者の情報開示を積極的に進めます。	・福祉情報提供の充実 ・苦情解決事業の充実	・行政 ・社協
④権利擁護体制の充実		
・福祉サービスの利用などに関わる相談や援助を行う日常生活自立支援事業について、周知、定着を図ります。	・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度の普及	・行政 ・社協

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

行政や社会福祉協議会では、これまでも介護サービスをはじめとしたさまざまな福祉サービスの提供を行ってきました。しかし、少子高齢化が進行する中で、ニーズや状況も多様化してきているため、地域のすべての人が供与できる保健・福祉サービスの充実が求められています。

(5) 緊急時における体制の整備に努めます

まちの方向性

●防災・防犯等に関する情報提供

防災や防犯等に関する緊急情報を迅速に地域に知らせられるよう、地域防災計画に基づき、体制づくりを推進します。また、災害時等の避難場所などについても、住民が日頃から情報を得られるよう、情報提供に努めます。

●地域の防災・防犯活動への支援

緊急時のネットワークづくりや災害マップの作成など、区(集落)などを中心に実施する地域の防災・防犯活動に対し、支援を行います。さらに、大規模災害の際などにはスムーズなボランティアの受け入れが行えるよう、日頃からの体制整備に努めます。

具体的取り組み

取り組み内容	主な施策	推進主体
①総合的な防災体制の充実		
・自主防災組織の育成、活動支援など総合的かつ計画的な防災対策を推進します。	・防災マップの作成	・行政
②避難場所の確保と周知		
・身近な学校施設や公園等、避難場所や施設の確保に努めます。 ・広報紙やホームページ等を通して、災害時における避難場所の周知を図ります。	・避難場所の確保・周知	・行政
③関係機関の情報共有		
・福祉サービス利用者等支援を必要とする人の情報共有などにより、緊急災害の発生時に安否確認と救援体制を推進します。	・救援システムの推進強化	・行政 ・社協
④災害時ボランティア連絡体制・組織づくりの充実		
・災害発生時に速やかに対応が図られるよう、ボランティアが活動しやすい環境整備に努めます。	・緊急時活動拠点の整備	・地域 ・行政 ・社協
⑤要援護者支援体制の整備		
・災害時要援護者避難支援計画に基づき、要援護者情報の把握と共有に努めます。 ・緊急時の避難誘導や安否確認体制の整備を推進します。	・要援護者情報の整備 ・避難体制の整備	・地域 ・行政 ・社協

地域・住民の取り組み

【住民懇話会ワークショップの意見から】

地域での 取り組み

- 自主防犯組織をつくり、活発に活動します。
- 区（集落）で防災訓練、災害発生時のマニュアル作成、防災マップの作成など、災害時に備える体制を整えます。

住民の 取り組み

- 日頃から、避難場所や防災設備を確認するなど、災害に備えるよう心がけます。
- 地域で実施される防災訓練に積極的に参加するように心がけます。

まちの現状と課題

<前回計画からの評価>

前回計画からの取り組みとして、行政では地域防災計画、災害時要援護者避難支援計画が策定され、それに基づき、要援護者の名簿づくりや、定期的な地域における防災訓練の実施などが行われてきましたが、今後避難マップの作成や、もしもの時の備えを日頃から行い、緊急の際には地域で力を合わせて助け合える体制を整えておくことが必要です。

<アンケート調査結果からの意見>

アンケート調査の結果をみると、災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要であるかという問について、「はい」が37.5%となっています。また、災害時における助け合いを行う上で重要だと思うことについては、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が66.6%ともっとも多くなっており、緊急時に助け合えるよう日頃から地域での関係づくりを進めておくことが必要であると感じられています。

<地域福祉住民懇話会からの意見>

地域福祉住民懇話会から出た意見では、緊急の災害時などに支援を必要とする人が地域のどこに何人程度いるのかがわからないため、支援をしたくてもできないという意見が出されていました。プライバシーの保護のため、個人情報が提供できないという現状も踏まえ、日頃から隣近所で声かけを行い、お互いに顔見知りになっておくことが大切であるという意見が出されていました。

VI 地区別アクションプラン

1. 南越前町 地域福祉住民懇話会概要

(1) 南越前町地域福祉住民懇話会概要

本計画は、住民一人ひとりが主体となって取り組むことが必要です。そのため、本計画の策定にあたっては、「計画づくりそのものへの住民参画」が非常に重要になってきます。

今回、南越前町の南条地区、今庄地区、河野地区の3か所で、それぞれ2回ずつ「南越前町地域福祉住民懇話会」を実施しました。

(2) 南越前町地域福祉住民懇話会の経過

回	地区名	開催日	開催場所
第1回	南条地区	11月1日(月)	南越前町役場別館2階 第1会議室
	今庄地区	10月26日(火)	今庄総合事務所2階 第201会議室
	河野地区	10月27日(水)	河野総合事務所4階 第401会議室
第2回	南条地区	11月10日(水)	南越前町役場別館2階 第1会議室
	今庄地区	11月9日(火)	今庄総合事務所2階 第201会議室
	河野地区	11月11日(木)	河野総合事務所4階 第401会議室

(3) ワークショップの取り組み内容

①第1回目

前回地域福祉計画の基本目標である、「誰もが自立し、安心して暮らすことのできるしくみづくり」「誰もが思いやりの心を持って助け合い、支えあえるまちづくり」「誰もが地域福祉に参加できる環境づくり」の3グループに分け、それぞれ現状の取組、将来の理想像、課題について意見を出し合いました。

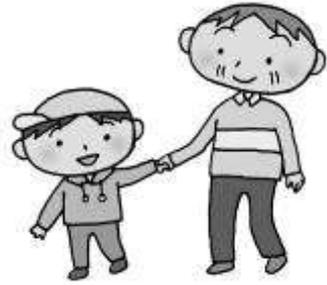
②第2回目

第1回で出された現状の取組と将来の理想像について、だれが主体となって、どのエリアを中心に取り組んでいるか、課題についてはだれが主体となって解決するべきかについて、それぞれ分類、整理しました。

また、整理した課題の中から、解決しやすい課題と解決しにくい課題を抽出し、解決しやすい課題に取り組みながら、最終的に解決しにくい課題を解決するためのストーリーについて連想ゲーム方式で話し合いました。

2. 地区別アクションプラン

【南条地区 アクションプラン】



目標 1 お互いさまのたすけあい

地域のみんなで、家族と一緒に楽しく過ごせる時間をつくるために、みんなが少しずつ協力し合って、どうにかして地域活動に参加したい！と思える環境をつくっていきます。

具体的取り組み

- ・ おじいちゃんおばあちゃんから、子どもまで、家族みんなで参加できる行事を開催します。
- ・ 集落で一緒に活動できる仲間づくりに取り組みます。
- ・ みんなが地域活動に参加しやすいように、できる限り日程調整に協力します。

目標 2 みんなが大好き南条

近所に知り合いの人がたくさんいて、「おはよう」「今日は元気？」って声をかけ合える関係を築き、ずっとこのまちで、このまちのために何かしたいと思える、地域への愛着を育てていきます。

具体的取り組み

- ・ おとしよりなど、日中家にいる人たちが、登下校時に子ども達への声かけを行います。
- ・ 家族で地域活動に参加し、世代間交流に積極的に取り組みます。
- ・ 子ども達には、小さいころからボランティア活動など、地域の助け合いの体験をさせてあげます。

目標 3 たくさんの人が楽しく福祉のまちづくり



どんなに助け合いが大切でも、役割ばかりの地域活動では大変なことも出てきてしまいます。だからこそ、楽しい地域活動を増やして、自分から地域のために何かしたいと思える意識づくりに取り組みます。

具体的取り組み

- ・ みんなが少しずつ地域の役割を担い、一人の人に集中しないように協力し合います。
- ・ 花見などの楽しく気軽に集まれるイベントを開催し、若者の出会いの場をつくります。
- ・ みんながボランティア活動に参加したくなるような、楽しく明るい広報に努めます。

(1) 南条地区の概況

■地区データ

南条地区データ	
面積	53.06 k m ²
総人口	5,587 人 年少人口 : 817 人 生産年齢人口 : 3,347 人 高齢人口 : 1,423 人
世帯数	1,538 世帯
区・集落数	22

住民基本台帳 平成 22 年 4 月



住民懇話会の様子



見守り活動

ワークショップでのまとめ(南条地区)

みんながだいすき南条

子ども達が毎日通る学校への通学路。毎日だれかが「おはよう」、「お帰り」って声をかけてくれたら、子どもだってなんだかうれしい。「大事にされてるんだな」って思わせてくれる人たちが地元に行ったら、大人になってもそのまちに戻りたいと思えるだろうし。そうして少しずつふるさとへの愛着が育っていくんだよ。地元で働き始めて、地域活動にも参加するようになると、近所の人たちとの交流ができて、次のリーダーをやってほしいと頼まれるようになった。

地域での活動が楽しくて、地域が大好きになって、自分のパートナーにも自分の子どもにも、このまちで一緒に暮らして行ってほしいと思う。よい家庭があり、よい仲間がいて、どんどん暮らしやすいまちになっていく。

みんなが南条のことが大好きで、みんなが住みたいまち南条をもっとつくっていききたいね。

お互いさまのたすけあい

最近では近所付き合いも希薄になって、声かけをしても返事が返ってこないからなんだかさみしい。だからみんなが参加しやすい行事を開いて、もっと近所の知り合いを増やしたら、少しずつでもお互いを気にかけてられるようになってくる。行事に参加するうちに仲間ができて、一緒に何かしようっていう話が出たので、旅行に行こうって言うことになった。でもみんな都合が合わなくて、お世話役の人が一生懸命調整をしてくれているのを見ていたら、自分も何とかしなきゃと思って。みんながそんな気持ちになって自分の予定を調整したら、全員参加できることになった。みんなで行った旅行はすごく楽しくて、もっと仲良くなって帰ってきたら、もっといろんな行事をするようになって、行事にも参加する人が増えてきた。

バラバラだった気持ちが一つになって、みんな協力して南条をもっといいまちにしていこう！という雰囲気が高まってくる。毎朝いろんなところであいさつが飛び交って、困った時にはみんなが手を差し伸べてくれる。南条はそんな優しいまちだよ。

たくさんの人が楽しく福祉のまちづくり

地域のみんんで助け合って生活していくためには、みんながそれぞれ小さくても役割を持って支え合っていかなければいけない。

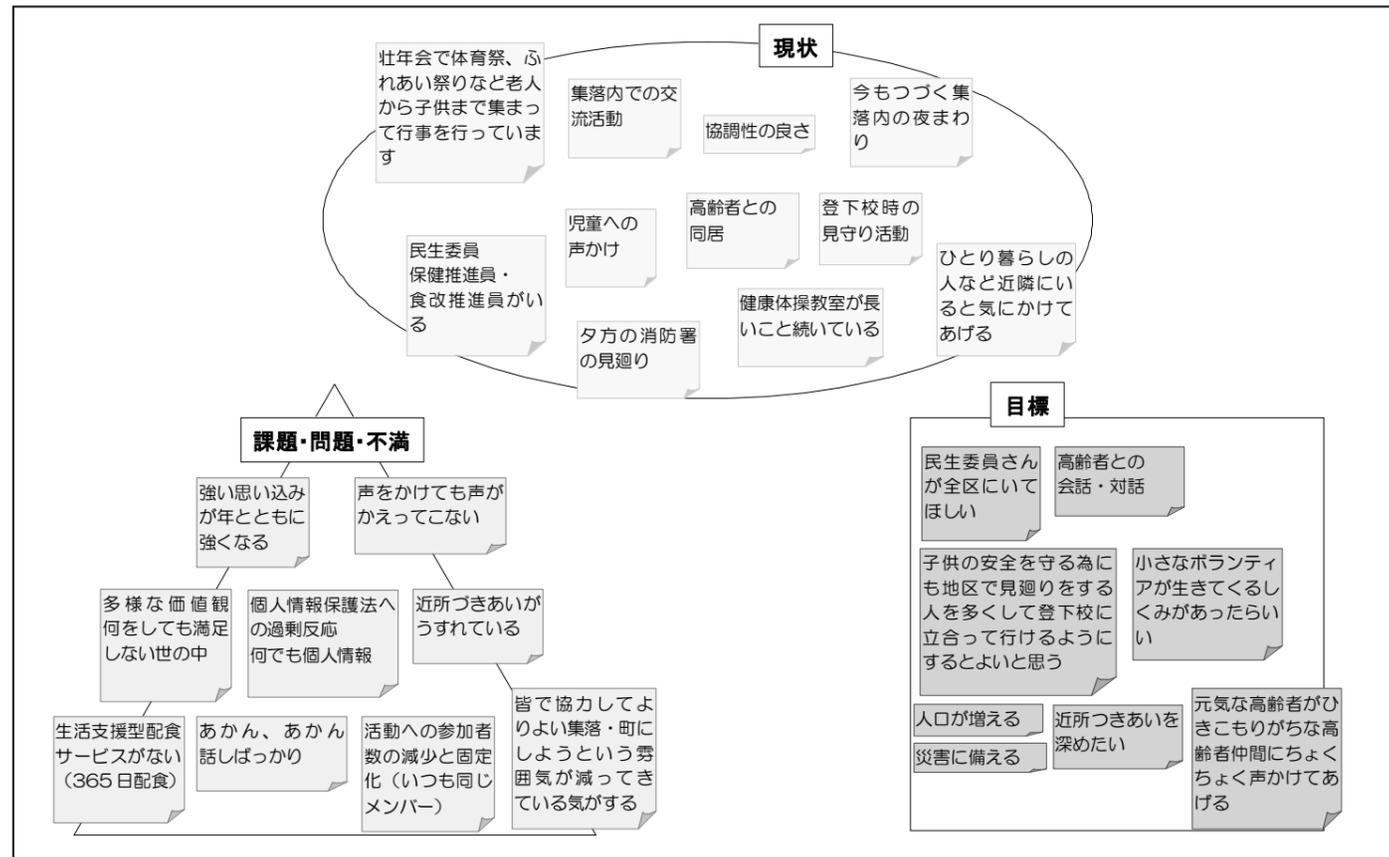
でも役割ばかり持っている、嫌になってくることもあるから、楽しい企画もないとね。だから、花見をして、飲んで、食べて、たまには女性が浴衣を着て参加してくれたら、男性は喜んで参加してくれるかも。いい出会いの機会にもなれば、地域は一層元気になるね。そんな風に、地域のみんんで楽しく交流できる場をつくっていかないとね。

そうやって、まずは人が集うきっかけができれば、そこで本題！地域のためにみんなが何かボランティア活動とかできないか、気軽に話しあってみようよ。同じ思いを持つ人がいれば、まずは簡単なことからでも仲間と一緒に動き出してみよう。さらに参加を呼びかけるために、楽しく明るい広報をして仲間を増やしていこう。

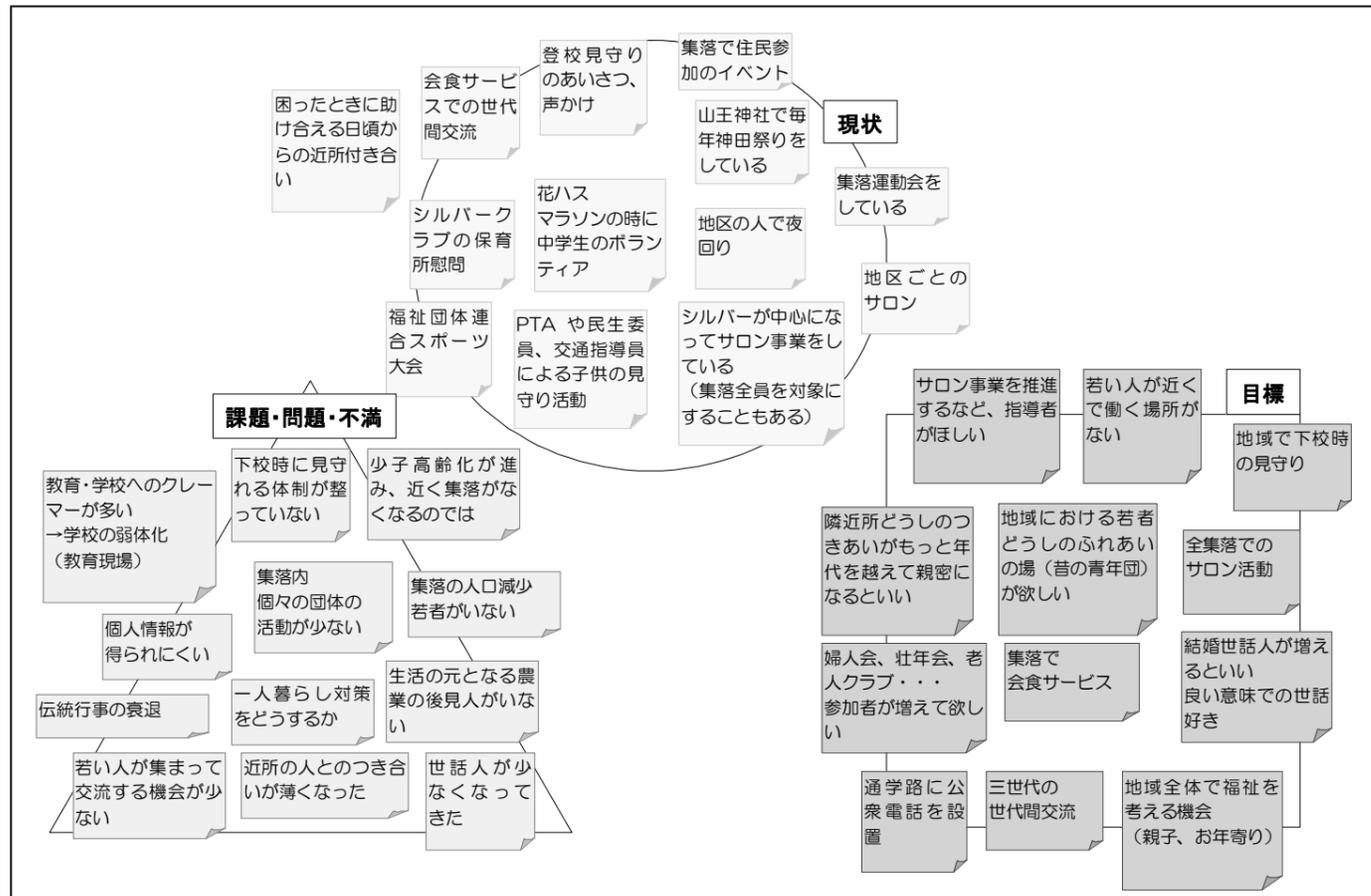
そうしたら、今まで福祉に興味なかった人も、少しずつでも活動に参加してくれるようになっていくに違いない。

ワークショップでの意見(南条地区)

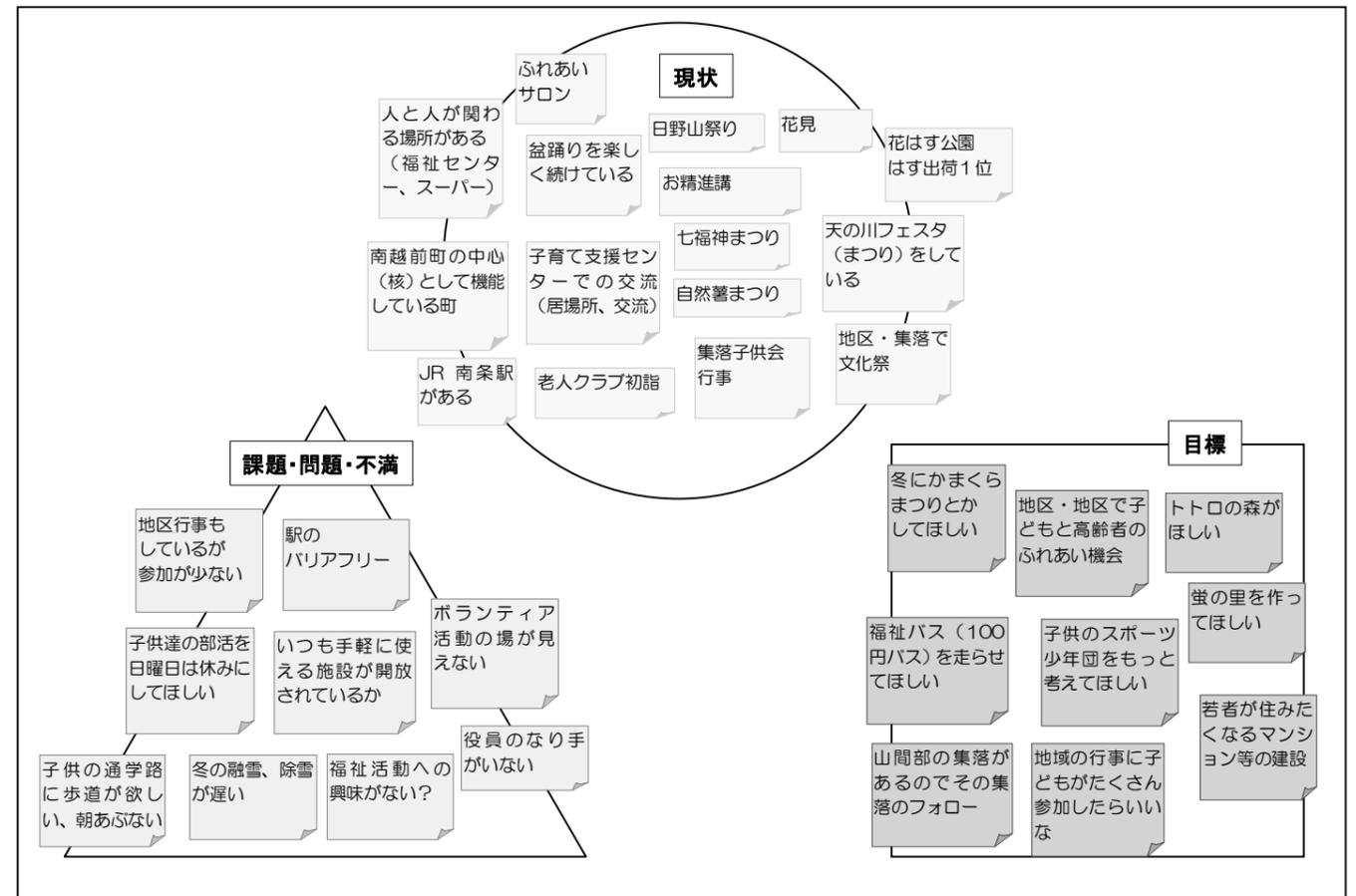
基本目標1「だれもが自立し、安心して暮らすことができるしくみづくり」



基本目標2「だれもが思いやりの心を持って助け合い・支え合えるまちづくり」



基本目標3「だれもが地域福祉に参加できる環境づくり」



【今庄地区 アクションプラン】



目標 1 みんなが主役の元気な今庄！

ボランティア活動をはじめたいと思っている人が、身近なサロン活動の場などを活用して、ボランティアをはじめられるようにサポートし、みんなが参加したいと思えるサロン活動の充実を図っていきます。

具体的取り組み

- ・さまざまなテーマのサロン活動を実施します（清掃活動、伝承あそび、ボランティアスクール等）。
- ・嫁と姑の交流会（祖父母交流等）を復活させます。
- ・若い人が活躍できる場（運動会等）を増やし、積極的に地域活動に参加してもらえる場づくりに取り組みます。

目標 2 ハートフルで住みやすいまちづくり

みんなが地域活動に参加しやすい環境を整え、おとしよりと若い人が助け合い、協力合って住みやすい今庄をつくっていきます。



具体的取り組み

- ・夜のパトロールを継続していきます。
- ・集会所やセンター、空き家を活用し、みんなが参加しやすい活動拠点を増やしていきます。
- ・ひとり暮らしのおとしよりの買い物の手伝いや、除雪作業などを若い人が積極的に行います。

目標 3 楽しみづくりで健康づくり

若い人やおとしよりが、地域の施設を活用して一緒に活動することで、みんながやりがいを持っていつまでもいきいきと健康で暮らしていける機会づくりを行います。

具体的取り組み

- ・施設の空き部屋を活用して、世代間交流のできる料理教室や、コーラス教室などを開催します。
- ・交通手段が少ないおとしよりの送迎を、若い人がボランティアで行います。
- ・若い人とおとしよりが一緒に活動できる機会を増やして、気持ちの元気づくりに取り組みます。

(1) 今庄地区の概況

■地区データ

	今庄地区データ
面積	241.30 k m ²
総人口	4,521 人 年少人口 : 528 人 生産年齢人口 : 2,517 人 高齢人口 : 1,476 人
世帯数	1,381 世帯
区・集落数	43

住民基本台帳 平成 22 年 4 月



住民懇話会の様子



サロン活動

ワークショップでのまとめ(今庄地区)

みんなが主役の元気な今庄！

「ボランティア活動をしたいけれど、どうしたらいいかわからない」という人たちに、広報の情報提供はもちろんけど、口コミで情報を伝えていくといいよね。そして、身近なサロンでボランティアの体験してもらえるとよいかも。サロンの中身ももっともっというんな企画を考えていって、おとしよりだけじゃなくて、子どもたちも、若い人も参加してもらえる活動になってもいいね。清掃活動で汗を流して、伝承遊びで祖父母交流するとか、子どもが参加したら親も一緒に参加して、どんどん地域みんなが集まってくるようになるね。そうそう、昔はお嫁さんたちがお姑さんたちをお誘いしてみんな交流！なんてことが行われていたよ。そういう交流会もぜひ復活させたいな。

若い男の人も参加しやすいきっかけも考えなくちゃ。若いお父さんなら、子どもと一緒に参加できるものもいいかも。地域の運動会でもなんでも、何か役割も担ってもらって活躍してもらわなきゃ！！

若い人もどんどん意欲が湧いてきて、みんなが地域の活動に楽しく参加できるようになったら、いつの間にかいろんな活動がいっぱいの元気な今庄になってくるよ。

ハートフルで住みやすいまちづくり

世の中毎日物騒なニュースばかりなのに、なぜだか今庄ではまだまだ防犯への関心が薄いんです。みんなで協力して365日の火の用心活動を続けたり、毎日近所のみんなに声かけをして、見守り合いを続けているうちに、どんどん地域の人はお互いに仲良くなっていきました。みんなが集まって活動し始めると、だれでも参加しやすくなって、とじこもりがちだった近所のおばあちゃんも、こないだサロンに参加してくれたんだよ。若い人もお年よりもみんなが集まって仲良く活動するようになって、なんだかみんな前よりすごく元気になったみたい。

みんなで集会所に集まるようになったら、そこに八百屋さんの移動販売がきてくれてみんな大助かり。若い人もボランティア活動を始めるようになって、冬の時期におとしよりの家の除雪作業を手伝ってあげたら、すごく喜んでくれたよ。自分達で協力し合って、どんどん住みやすいまちに今庄になっていくって素晴らしい！！

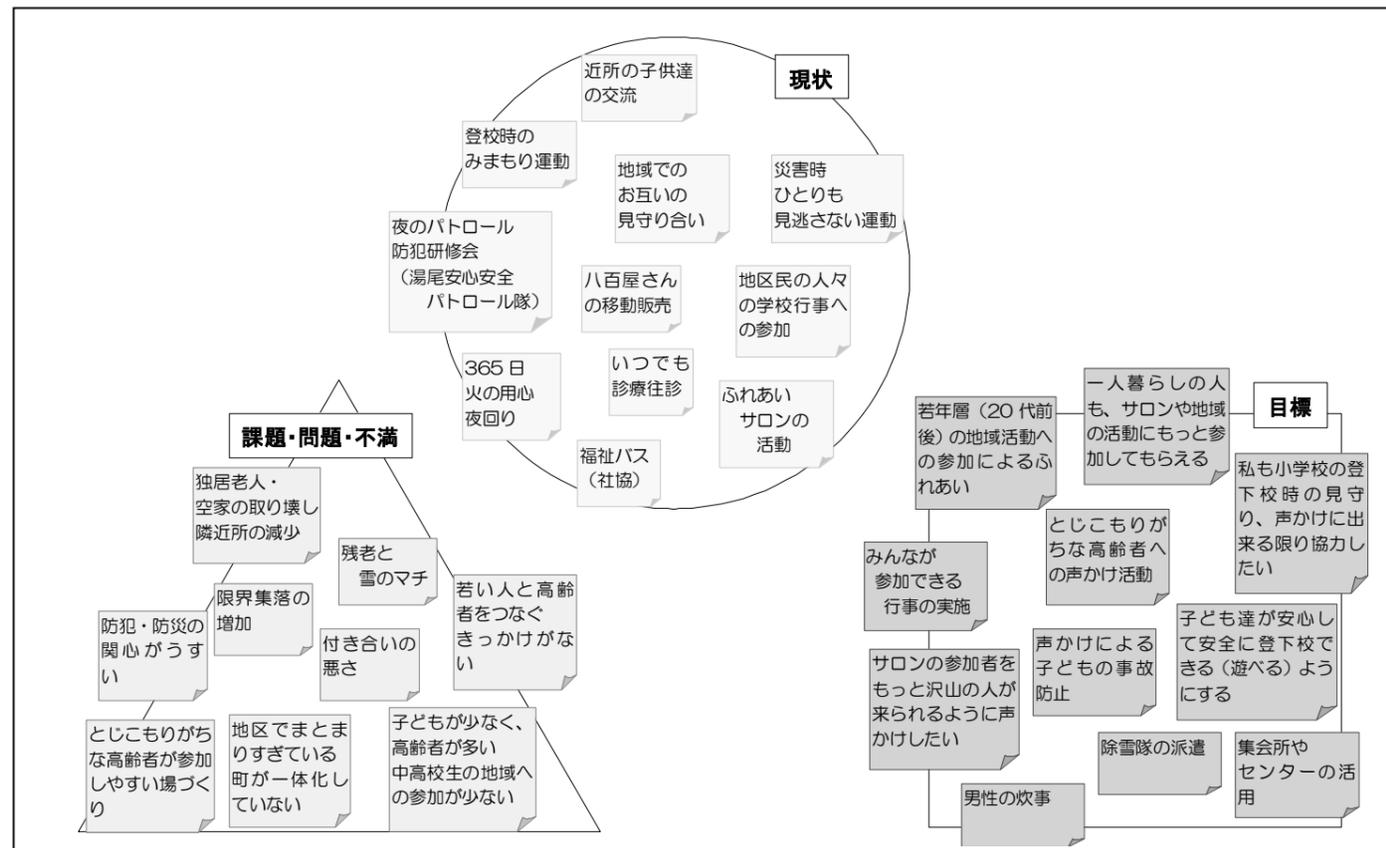
楽しみづくりで健康づくり

役場にはもったいないことに空き部屋があるんだって。役場だったらエレベーターもあるし、おとしよりでも使いやすい。おとしよりは食べたり歌ったり楽しいことが大好きだから、子ども達との料理教室を開いてみるといいかも。でもおとしよりが役場まで行く手段がないから困っちゃって・・・。

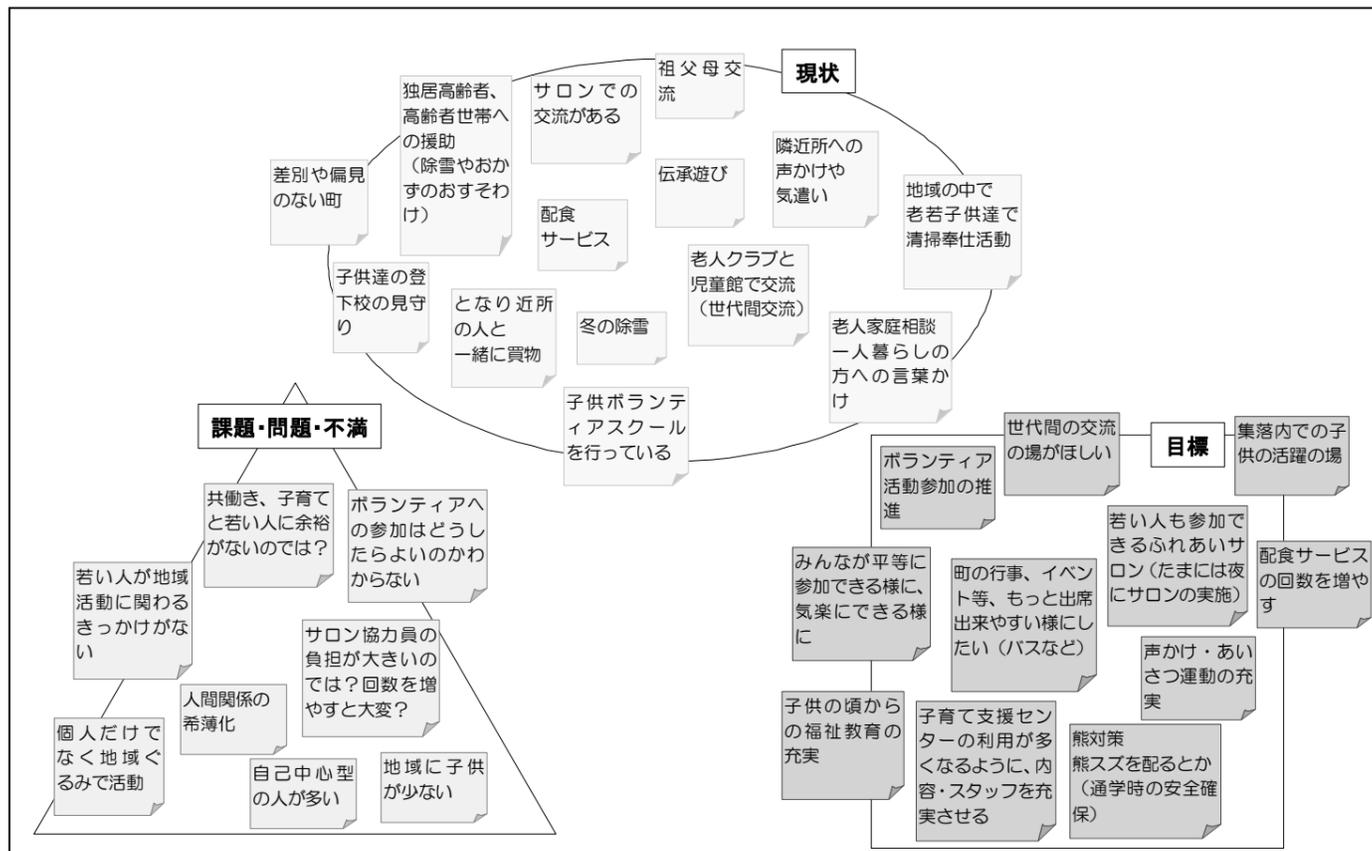
「それなら」って若い人たちが車で送迎を手伝ってくれることになったら、近所のおじいちゃんが若い子とお話したくて、サロンに参加してくれるようになったんだ。最近サロンには女性ばかりだったから、男性が参加してくれるきっかけになってよかったかも。みんなちょっとした楽しみや生きがいを持って地域の活動に参加するようになったら、どんどん気持ちが元気になって、これからは健康で長生きしていけること間違いなしだね。

基本目標1「だれもが自立し、安心して暮らすことができるしくみづくり」

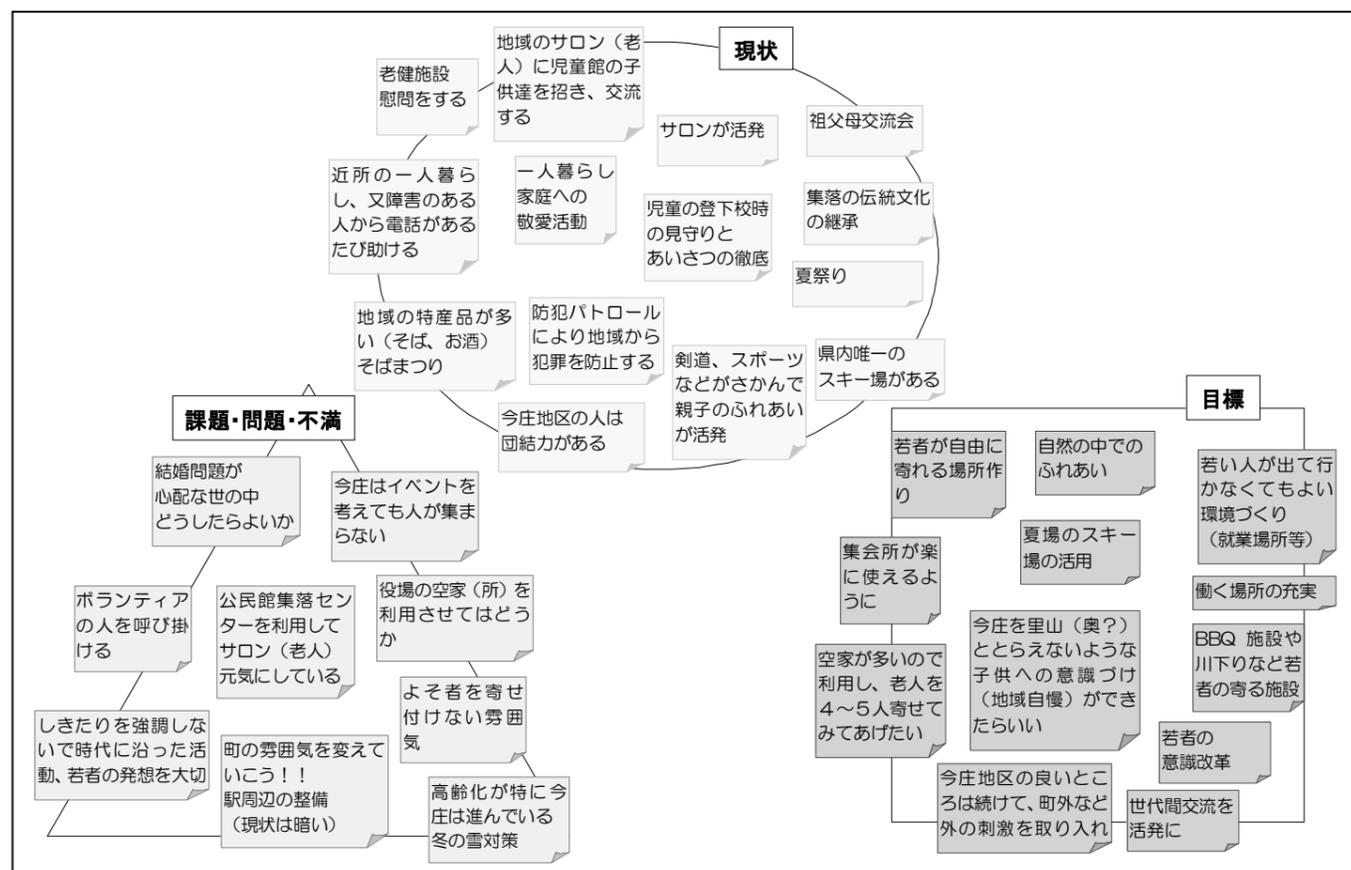
ワークショップでの意見【今庄地区】



基本目標2「だれもが思いやりの心を持って助け合い・支え合えるまちづくり」



基本目標3「だれもが地域福祉に参加できる環境づくり」



【河野地区 アクションプラン】



目標 1 魅力と活力で人を増やそう

地域の人がいきいきと活動していれば、おのずと周りからも河野に人が集まってくる。そんな地域にも人にも魅力溢れる河野をつくるために、みんなが楽しく参加できる地域活動をもっと増やしていきます。

具体的取り組み

- ・若い人同士の交流機会をつくれます。
- ・地域の祭り等の機会を活用し、里帰りの人を増やしたり、地区外の人参加しやすい地域交流機会づくりに取り組みます。

目標 2 若者が住みやすいふるさとづくり

地域を活性化させるためには、若い人が地域で活躍してもらうことがとても大切になります。若い人が楽しく地域で生活を続けられるように、伝統行事の再現や若い人同士の交流機会づくりに取り組みます。

具体的取り組み

- ・イベントの開催で、だれもが参加しやすい地域活動を増やしていきます。
- ・昔の結婚式や盆踊り大会の再現により、出会いや世代間の交流の場をつくっていきます。
- ・新婚の若い女性が集まり、普段の悩みや情報を共有できる場をつくれます。

目標 3 時を越え、いつまでも大好き河野



子どもが集まると、おのずと家族やおとしよりも集まってくるもの。もっと子どもがたくさんいる地域にするために、若い人や地区外の人参加しやすい活動を行っていきます。そして、「いつまでも河野に住みたい」と思えるように、地域の魅力アップを図ります。

具体的取り組み

- ・体育祭、文化祭など、子どもからおとしりまでみんなが参加できるイベントを開催します。
- ・集落交流会を実施して、地域の魅力を地区内外の人に知ってもらえる機会をつくれます。
- ・地区の魅力をアップして、河野に住む人を増やしていきます。

(1) 河野地区の概況

■地区データ

河野地区データ	
面積	49.48 k m ²
総人口	1,988 人 年少人口 : 202 人 生産年齢人口 : 1,153 人 高齢人口 : 633 人
世帯数	626 世帯
区・集落数	10

住民基本台帳 平成 22 年 4 月



住民懇話会の様子



区民交流会

ワークショップでのまとめ(河野地区)

魅力と活力で人を増やそう！

河野の人、特に男の人は地域外の人と交流が少なく、我ながら「閉鎖的で、内弁慶なところがあるな」って思ってる。もっとたくさんいろいろな人と交流できる機会があればいいのかも。例えば、奥さんや子どもと一緒にだったら、男性も参加してくれるかもしれないし、イベントみたいなことをやれば、若者も参加してくれるかも！男同士の誘い合いやみんな役割を持てば、きっと参加しやすくなるはず。お酒を交して、みんなワイワイとできる盆踊りや秋祭りなどの機会をうまく使いたいな。発想を変えて、よその地域の人を呼ぶような企画を考えると、社交性もあがるかもね。

そんな下地を整えつつ、河野には海という強みがあるから、海に魅力を感じている人を呼び込む企画を考えれば、移り住んでくれる人が出てくるかもしれない。河野の魅力が口コミで広がり、漁師希望者も来てくれるかも。漁業にだれでも携われるような環境も整えて漁師が増えれば、その家族も増えてくる！梅やスイセンを活かした新しい産業を営む人もでてきて、たくさんの交流でにぎわうまちになる。人や交流がふえることで、支え合いや活気がうまれる河野地域にしていきたいと思います！

若者がすみやすいふるさとづくり

「老若男女が一堂に会して、ガヤガヤできたらいいよね」という声があちこちから聞こえてきます。まずは、クリスマスパーティーとか、年代別でみんなが集まりやすいことから始めてみよう！楽しいイベントなら、男性も参加してくれるかも。古の時代から伝わる伝統行事や結婚式など、今風にアレンジしてイベント企画を立てたらどうだろう？老いも若きも、一緒に一つの行事を行えば、きっと素敵なことが起こるはず！おとしよりが若者に昔のことを話したり、みんなで料理を作ったり食べたり、夜更けまでみんなが話し、笑い、交わる。カップルもできて、めでたく結婚！なんて、とてもハッピーなことだよ。そうしたら、地域に子どもも増えて、にぎやかだろうなあ。

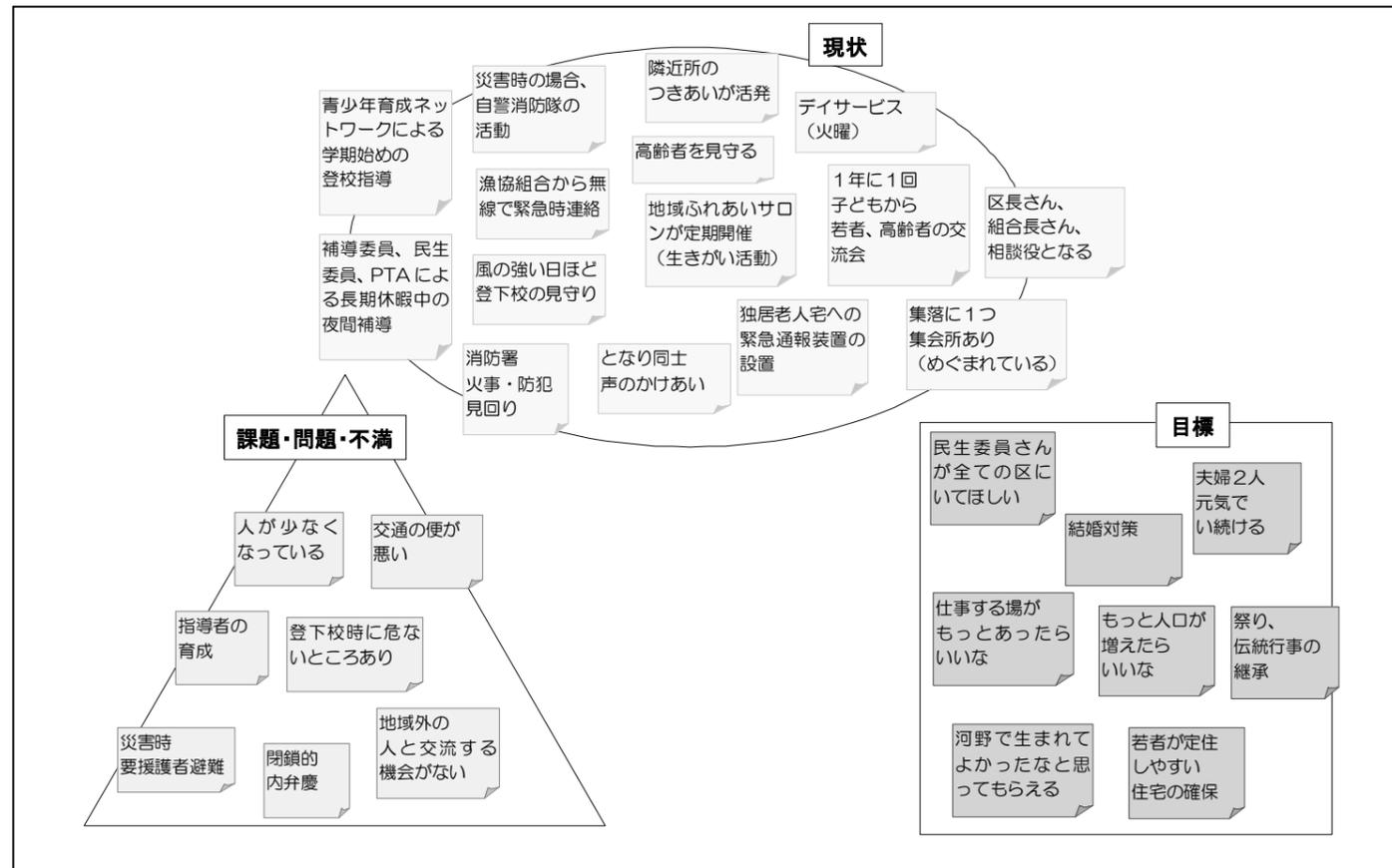
でも、子育て世帯が外へ出て行ってしまうのは問題。近所付き合いのことや人間関係など難しいこともあるけど、若い奥さんが集まって話せる場があれば、地域に愛着がわくかも。他の地域の人たちと交流できる場があれば、刺激にもなって、ずっと住み続けられる、子育てしやすいまちになるよね。老いも若きもみんなが、「我がまち」「ふるさと」と思えるまちにしていこう！

時を超え、いつまでも大好き河野

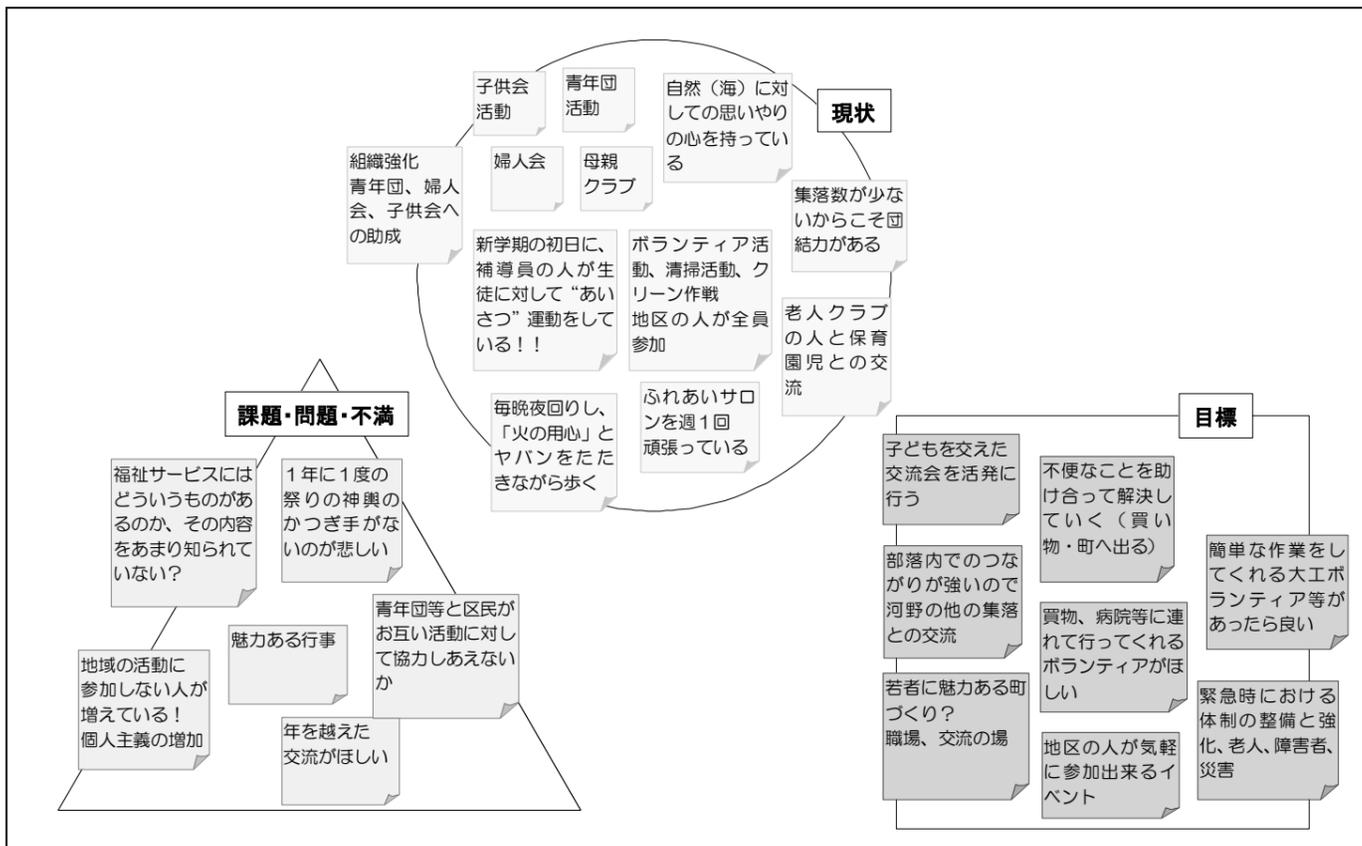
「最近、地域の活動に参加しない人が多いよね」「そうそう、参加する人も年代が偏ってるしね」それなら、まずは「体育大会」や「文化祭」などをもっとにぎやかにするのも手だよ。子どもがいると、家族でも参加しやすいし、もっと子どもの声が響き渡るまちにしていこうよ！まずは、若者が住みやすいまちにするため、働く場や地域らしい生活ができる住まいの確保から始めてみるのもいいかも。環境にやさしいゆとりのある生活、リゾート的なまちづくりをすれば、外から人を呼び込めるかも。地区外の人が増え、若者が増え、人口が増えたら、子どもでにぎやかなまちになるかなあ。それでも、新しく来た人たちは、なかなか地域の活動には参加しづらいよね。それじゃあ、みんなで各集落を観光ツアーみたいに案内して集落のイベントに呼ぼうか！集落のことを知ったら、地域への愛着も出て、みんなが地域の活動に参加するかもね！みんなで手を取り合い、一緒に汗を流して素敵なまちにしよう。

ワークショップでの意見【河野地区】

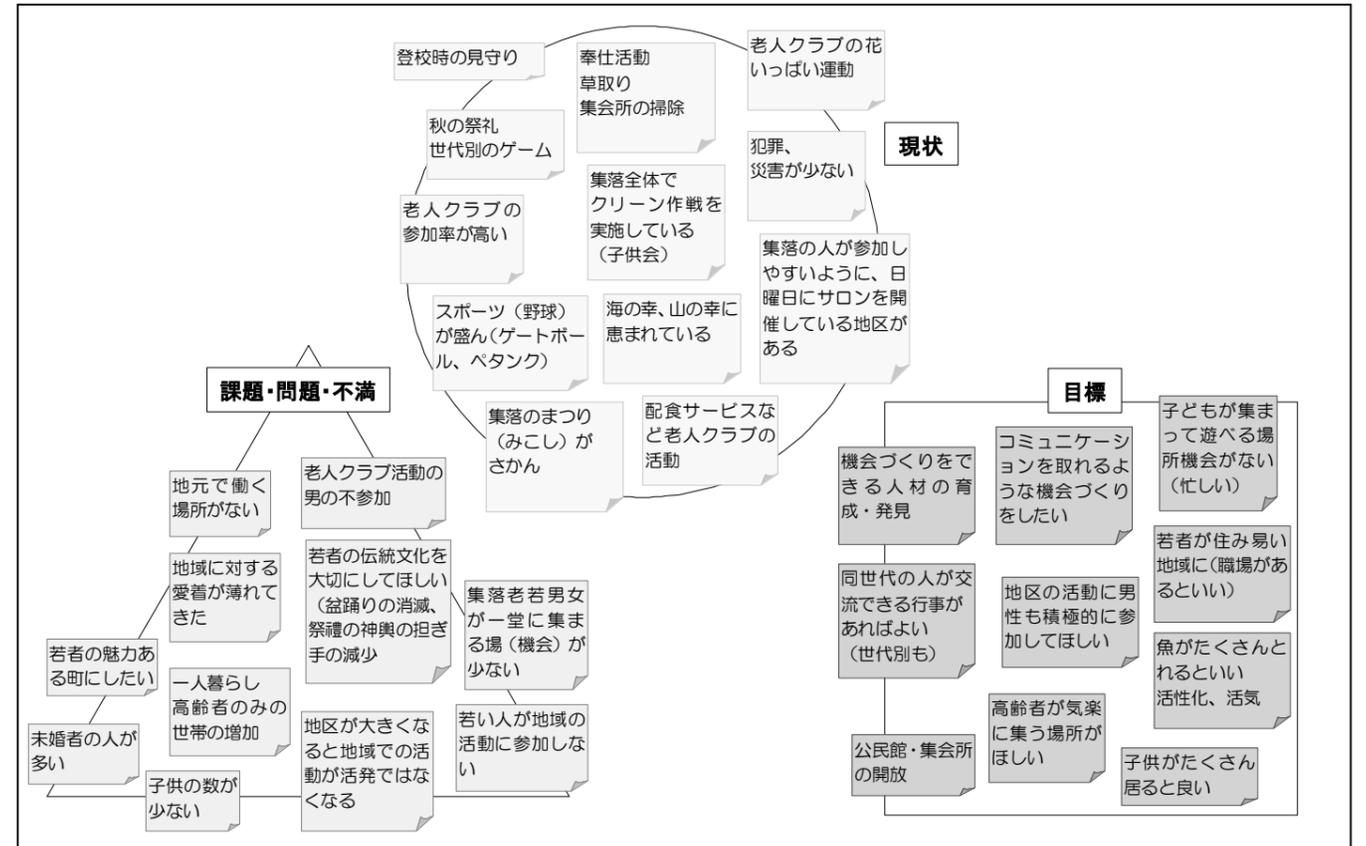
基本目標1「だれもが自立し、安心して暮らすことができるしくみづくり」



基本目標2「だれもが思いやりの心を持って助け合い・支え合えるまちづくり」



基本目標3「だれもが地域福祉に参加できる環境づくり」



Ⅶ 計画を推進するために

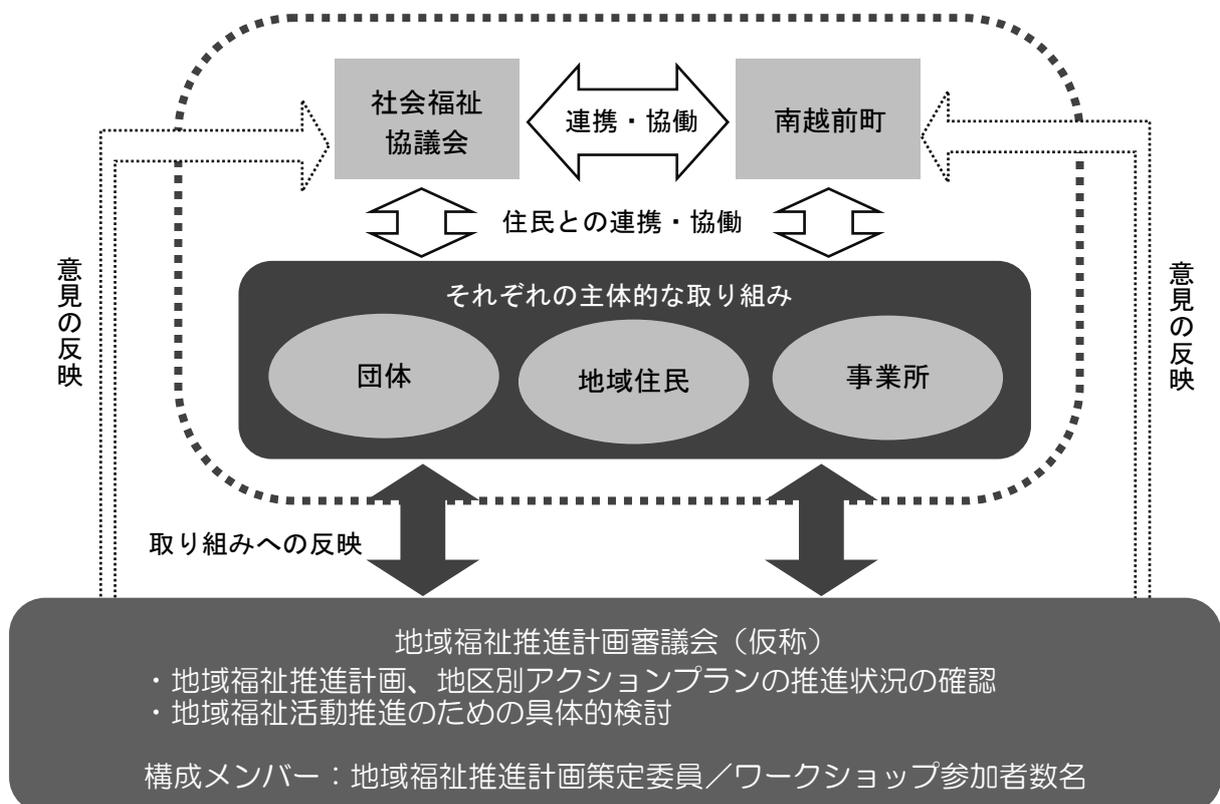
1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、これら地域福祉を担う主体と連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 地域福祉推進計画審議会（仮称）の設置

本計画を実現するためには、地域住民や団体、事業者等がそれぞれの役割を主体的に担い、実行していくことが必要です。そのため、それぞれの主体的な取り組みが円滑に実行できているかを見守りつつ、それぞれの取り組みにおける課題を定期的に確認し合うための組織（仮称：地域福祉推進計画審議会）を立ち上げ、地域福祉推進計画を推進していきます。



2. それぞれの役割

(1) 住民、ボランティア等の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

また、ボランティア等の役割として、地域で行われているさまざまな福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開、他のサービスとの連携に取り組み、利用者本位のサービス提供に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

このため、今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。そこで、社会福祉協議会は、だれがどのように今後の取り組みを進めていくかを話し合ったり、区・集落ごとに話し合いの機会をもって、今回の計画に盛り込まれた取り組み、また、福祉のコミュニティづくりや支え合いのネットワークづくりに関して、地域住民、その他団体を交えて意見交換したりするようなかたちで地域福祉推進の先導役を果たします。

(4) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが重要な役割を担います。そして、行政は住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みをさまざまなかたちで支援するため、区・集落、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

Ⅷ 資料編

1. 策定経過

【策定委員会】

日時	場所	内容
平成 22 年 9 月 3 日	南越前町役場別館 2 階 第 1 会議室	第 1 回 南越前町地域福祉推進計画策定委員会
平成 22 年 12 月 21 日	南越前町役場別館 2 階 第 1 会議室	第 2 回 南越前町地域福祉推進計画策定委員会
平成 23 年 2 月 8 日	南越前町役場別館 2 階 第 1 会議室	第 3 回 南越前町地域福祉推進計画策定委員会
平成 23 年 3 月 2 日	南越前町役場別館 2 階 第 1 会議室	第 4 回 南越前町地域福祉推進計画策定委員会
平成 23 年 3 月 11 日	南越前町役場	南越前町地域福祉推進計画書を町長及び 社会福祉協議会会長に提出

【地域福祉住民懇話会】

日時	場所	内容
平成 22 年 10 月 26 日	今庄総合事務所 2 階 第 201 会議室	第 1 回 今庄地区地域福祉住民懇話会
平成 22 年 10 月 27 日	河野総合事務所 4 階 第 401 会議室	第 1 回 河野地区地域福祉住民懇話会
平成 22 年 11 月 1 日	南越前町役場別館 2 階 第 1 会議室	第 1 回 南条地区地域福祉住民懇話会
平成 22 年 11 月 9 日	今庄総合事務所 2 階 第 201 会議室	第 2 回 今庄地区地域福祉住民懇話会
平成 22 年 11 月 10 日	南越前町役場別館 2 階 第 1 会議室	第 2 回 南条地区地域福祉住民懇話会
平成 22 年 11 月 11 日	河野総合事務所 4 階 第 401 会議室	第 2 回 河野地区地域福祉住民懇話会

【住民意識調査】

○平成 22 年 9 月 17 日～平成 22 年 9 月 30 日

南越前町地域福祉推進計画策定のためのアンケート調査の実施

2. 策定委員会設置要綱・委員名簿

南越前町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための南越前町地域福祉計画及び南越前町地域福祉活動計画（以下「計画」という）を策定するため、南越前町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、南越前町長（以下「町長」という）及び南越前町社会福祉協議会会長以下「会長」という）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員会委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 委員会委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、南越前町保健福祉課及び南越前町社会福祉協議会事務局に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この告示は、平成22年8月20日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議招集は、第6条の規定にかかわらず町長及び会長が行う。

南越前町地域福祉計画等策定委員会委員

	氏 名	団 体 名 等
委 員 長	米 野 宏 亮	南越前町ひまわり会会長
副 委 員 長	窪 田 春 美	南越前町男女ネットワーク会長
委 員	村 田 満	南越前町民生委員児童委員協議会会長
〃	平 谷 弘 子	南越前町議会産建厚生常任委員会委員長
〃	南 保	南越前町老人クラブ連合会会長
〃	牧 野 政 博	南越前町身体障害者連合会会長
〃	畠 山 拓 也	南条郡PTA連合会会長
〃	山 本 家 治 郎	南越前町区長会連合会会長
〃	三 田 村 壽 恵	南越前町ボランティアセンター運営委員
〃	漆 崎 與	福井県丹南健康福祉センター武生福祉保健部長
〃	藤 田 康 彦	福井県社会福祉協議会福祉のまちづくり推進課長

(敬称略 順不同)

3. 住民懇話会設置要綱・委員名簿

南越前町地域福祉住民懇話会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 南越前町地域福祉計画及び南越前町地域福祉活動計画（以下「計画」という）を策定するため、各地区における地域の現状を協議し、計画の骨子及び計画素案の基礎づくりとするために、南越前町地域福祉住民懇話会（以下「懇話会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画を策定するため、地域の生活課題や問題点等地域の現状把握及びその課題の解決策、地域の将来像に関すること
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、地区ごとに別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 懇話会委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、南越前町長及び南越前町社会福祉協議会会長が召集する。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、南越前町保健福祉課及び南越前町社会福祉協議会事務局に置く。

附 則

- 1 この告示は、平成22年8月20日から施行する。

南越前町地域福祉住民懇話会

(南条地区)

氏 名	団 体 名 等
山 本 久 和	南条地区区長会会長
今 村 ゆ み 子	南条地区民生委員児童委員協議会会長
井 上 英 之	社会教育委員
渕 崎 進 治	南条地区老人クラブ会長
松 浦 富 士 雄	南条地区身体障害者協会副会長
谷 崎 貴 幸	南条中学校PTA会長
藤 崎 了 英	南条保育所保護者会会長
立 石 和 子	南越前町男女ネットワーク副会長
近 藤 達 郎	ボランティア活動実践者
井 上 智 子	ボランティア活動実践者

(敬称略 順不同)

(今庄地区)

氏 名	団 体 名 等
北 村 洋	今庄地区区長会会長
山 口 多 津 男	今庄地区民生委員児童委員協議会副会長
中 村 隆 夫	社会教育委員
竹 内 武 夫	今庄地区老人クラブ会長
伊 藤 佐 和 子	今庄地区老人クラブ副会長
堤 野 學	今庄地区身体障害者協会会長
藤 田 泰 博	湯尾小学校PTA会長
荏 安 博 樹	湯尾保育所保護者会会長
小 谷 富 美 枝	南越前町男女ネットワーク理事
細 川 和 子	ボランティア活動実践者
小 林 恵 子	ボランティア活動実践者

(敬称略 順不同)

(河野地区)

氏 名	団 体 名 等
惣 次 健 一	河野地区区長会副会長
酒 井 正 雄	河野地区民生委員児童委員協議会会長
藤 井 彦 四 郎	社会教育委員
木 津 巖	河野地区老人クラブ副会長
濱 本 一 人	河野地区身体障害者協会会長
橋 本 竜 志	河野小学校PTA会長
加 茂 一 彦	河野保育園保護者会会長
川 島 藤 枝	南越前町男女ネットワーク副会長
岸 良 子	ボランティア活動実践者
堂 下 當 美 子	ボランティア活動実践者

(敬称略 順不同)

4. 用語説明

カ行

介護保険

40 歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則 10%）を支払って介護サービスを利用する制度。

協働

相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係のこと。

ケーブルテレビ

電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組などを送信するシステム、またはサービスのこと。今後放送だけでなく、テレビ電話、遠隔医療などへの利用も考えられており、新たなネットワークとして注目されている。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高齢化率

高齢化率とは全人口に占める 65 歳以上の人の割合。高齢化率 7.0%で「高齢化社会」、高齢化率 14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率 21.0%を超えると「超高齢社会」となります。

コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

サ行

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他生活の改善向上に関係のある公私関係者の参加、協力を得て地域の実情に応じ、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体のこと。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画および実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っています。通常、「社協」と呼ばれている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護および地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、2000（平成 12）年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

障害者手帳

障害のある人の暮らしを便利にするために発行されるもので、交付されることで各種のサービスが受けられるようになる。手帳には、身体障害者に交付する「身体障害者手帳」、知的障害者に交付する「療育手帳」、精神障害者に交付する「精神障害者保健福祉手帳」の3種類がある。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

ナ行

ニーズ

要望、要請、人の欲求のこと。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるための制度で、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されている。

ネットワーク

本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状のしくみ・組織のことを言う。

ハ行

バリアフリー

社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し(段差の解消、手すりの設置など)、障害、年齢、性別に関係なくすべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含んでいる。

ボランティア

個人の自由な意思によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は、「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、学校教育等の一環としてのボランティアや有償ボランティアもある。

マ行

民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

ある特定の人のためだけのデザインではなく、誰もが利用しやすいように取り入れられたデザインのこと。また、そのような考え方のこと。

ワ行

ワークショップ

目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創造活動。

その他・アルファベット

NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

南越前町地域福祉推進計画

発行：南越前町・社会福祉法人南越前町社会福祉協議会

編集：南越前町 保健福祉課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL : 0778-47-8007

FAX : 0778-47-3605

社会福祉法人南越前町社会福祉協議会

〒919-0227 福井県南条郡南越前町脇本 17-38-1

TEL : 0778-47-3767

FAX : 0778-47-3768

発行年月：平成 23 年 3 月

策定協力：株式会社 日本出版
